第1節 火災予防

火災の現況と最近の動向

平成 20 年以降の出火件数をみると、おおむね減少傾向となっており、平成 30 年中の出火件数は、3 万 7,981 件と前年に比べ 1,392 件（3.5%）減少しており、10 年前（平成 20 年中の出火件数）の 72.5%となっている。

また、火災による死者数も、平成 20 年以降おおむね減少傾向にあり、平成 30 年中の火災による死者数は、1,427 人と前年に比べ 29 人（2.0%）減少しており、10 年前（平成 20 年中の火災による死者数）の 72.5%となっている（**第 1-1-1 図、第 1-1-1 表**）。

第 1-1-1 図　火災の推移と傾向図

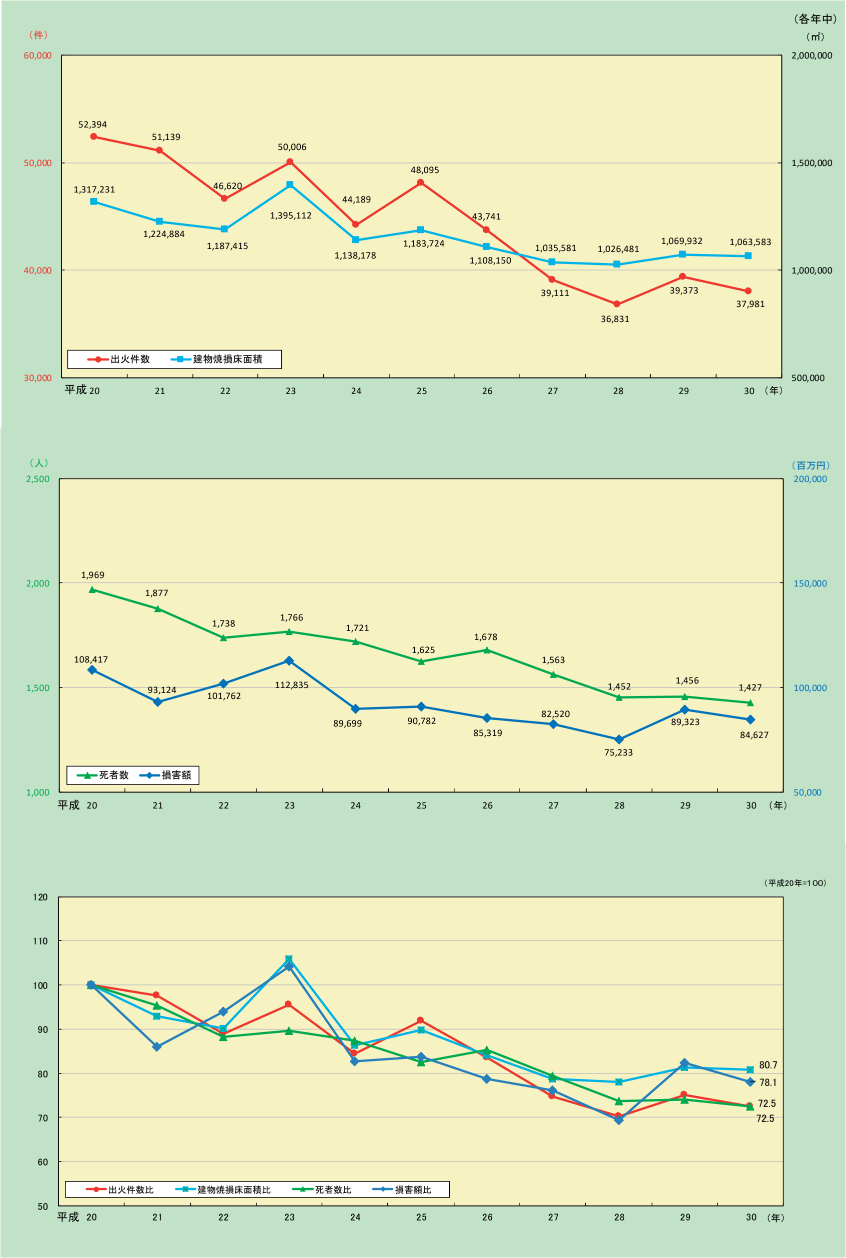

（備考）1 「火災報告」により作成
2 各年の数値は、1月～12月に発生した火災を集計したもの、以下本節において、ことわりのない限り同じ。
3 「出火件数」、「死者数」、「出火件数比」、「建物焼損床面積比」、「死者数比」、「損害額比」は左軸を、「建物焼損床面積」、「損害額」は右軸を参照
4 「出火件数比」、「建物焼損床面積比」、「死者数比」、「損害額比」については、平成20年中の値を100とした比

第 1-1-1 表　火災の状況

（各年中）

区　分	平成20年	平成29年（A）	平成30年（B）	増　減 (B)-(A) (C)	増減率 (C)/(A)×100 (%)
出火件数合計（件）	52,394	39,373	37,981	△ 1,392	△ 3.5
建物火災	30,053	21,365	20,764	△ 601	△ 2.8
林野火災	1,891	1,284	1,363	79	6.2
車両火災	5,358	3,863	3,660	△ 203	△ 5.3
船舶火災	101	72	69	△ 3	△ 4.2
航空機火災	3	6	1	△ 5	△ 83.3
その他の火災	14,988	12,783	12,124	△ 659	△ 5.2
焼損棟数合計（棟）	40,588	30,824	29,962	△ 862	△ 2.8
全　焼	8,628	6,967	7,138	171	2.5
半　焼	2,761	1,677	1,658	△ 19	△ 1.1
部分焼	11,548	8,063	7,833	△ 230	△ 2.9
ぼ　や	17,651	14,117	13,333	△ 784	△ 5.6
建物焼損床面積（㎡）	1,317,231	1,069,932	1,063,583	△ 6,349	△ 0.6
建物焼損表面積（㎡）	148,018	111,304	117,981	6,677	6.0
林野焼損面積（a）	83,916	93,808	60,624	△ 33,184	△ 35.4
死者（人）	1,969	1,456	1,427	△ 29	△ 2.0
負傷者（人）	7,998	6,052	6,114	62	1.0
り災世帯数（世帯）	26,805	18,853	18,180	△ 673	△ 3.6
全　損	5,923	4,163	3,978	△ 185	△ 4.4
半　損	2,139	1,305	1,233	△ 72	△ 5.5
小　損	18,743	13,385	12,969	△ 416	△ 3.1
り災人員（人）	66,533	41,518	39,758	△ 1,760	△ 4.2
損害額合計（百万円）	108,417	89,323	84,627	△ 4,696	△ 5.3
建物火災	99,841	81,599	76,353	△ 5,246	△ 6.4
林野火災	606	900	202	△ 698	△ 77.6
車両火災	2,819	2,283	2,227	△ 56	△ 2.5
船舶火災	171	619	859	240	38.8
航空機火災	1,192	43	730	687	1,597.7
その他の火災	3,371	3,105	3,172	67	2.2
爆　発	417	772	1,084	312	40.4
出火率（件/万人）	4.1	3.1	3.0	△ 0.1	-

（備考）1　「火災報告」により作成
2　各年の数値は、１月～12 月に発生した火災を集計したもの。以下本節において、ことわりのない限り同じ。
3　「建物火災」とは、建物又はその収容物が焼損した火災をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。
4　「林野火災」とは、森林、原野又は牧野が焼損した火災をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。
5　「車両火災」とは、自動車車両、鉄道車両及び被けん引車又はこれらの積載物が焼損した火災をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。
6　「船舶火災」とは、船舶又はその積載物が焼損した火災をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。
7　「航空機火災」とは、航空機又はその積載物が焼損した火災をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。
8　「その他の火災」とは、建物火災、林野火災、車両火災、船舶火災及び航空機火災以外の火災（空地、田畑、道路、河川敷、ごみ集積場、屋外物品集積場、軌道敷、電柱類等の火災）をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。
9　死者には、火災により負傷した後、48 時間以内に死亡した者を含む。以下本節において、ことわりのない限り同じ。
10　出火率とは、人口１万人当たりの出火件数をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。
11　損害額等については、調査中のものがあり、変動することがある。以下本節において、ことわりのない限り同じ。
12　△は負数を表す。以下本節において、ことわりのない限り同じ。
13　増減率は、表示単位未満を四捨五入した。以下本節において、ことわりのない限り同じ。
14　人口は、平成 20 年については３月 31 日現在の住民基本台帳、平成 29 年、平成 30 年については１月１日現在の住民基本台帳による。
15　火災が２種以上にわたった場合、火災件数は損害額の大きい方で計上し、損害額は、火災による損害を受けたものの火災種別（建物、林野、車両、船舶、航空機、その他の別）ごとに計上している。以下本節においてことわりのない限り同じ。
16　「爆発」による損害額については、火災種別に関わらず、「損害額」中の「爆発」に計上している。
17　合計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

1．出火状況

（1）１日当たり 104 件の火災が発生

平成 30 年中の出火件数３万 7,981 件を１日当たりでみると、104 件／日の火災が発生したことになる（**附属資料 1-1-9**）。

出火件数について、その構成比をみると、建物火災が全火災の 54.7％で最も高い比率を占めている（**附属資料 1-1-10**）。

また、出火件数を四季別にみると、火気を使用する機会の多い冬季から春季にかけての出火件数が総出火件数の 56.4％となっており、損害額の 54.5％を占めている（**附属資料 1-1-11**）。

（2）出火率は 3.0 件／万人

出火率（人口 1 万人当たりの出火件数）は、全国平均で 3.0 件／万人となっている（第 1-1-2 表）。

また、出火率を都道府県別にみると、最も高いのは島根県で 4.5 件／万人となっている。一方、最も低いのは、富山県の 1.6 件／万人で、同県は平成 3 年（1991 年）以降連続して最も出火率が低くなっている（第 1-1-3 表）。

第 1-1-2 表　出火率、出火件数、人口及び世帯数の変化

（各年中）

区　分	平成20年	平成30年	増減率（%）
出火率（件/万人）	4.1	3.0	――
出火件数（件）	52,394	37,981	△ 27.5
建物火災（件）	30,053	20,764	△ 30.9
人口（人）	127,066,178	127,707,259	0.5
世帯数（世帯）	52,324,877	58,007,536	10.9

（備考）1　「火災報告」により作成
2　人口は、平成 20 年については 3 月 31 日現在の住民基本台帳、平成 30 年については 1 月 1 日現在の住民基本台帳による。

第 1-1-3 表　都道府県別出火率

（平成30年中）

都道府県	出火件数（件）	人口（万人）	出火率（件/万人）	順位	都道府県	出火件数（件）	人口（万人）	出火率（件/万人）	順位
1 北海道	1,685	534	3.2	26	25 滋賀	406	142	2.9	34
2 青森	456	131	3.5	18	26 京都	551	256	2.1	44
3 岩手	384	126	3.0	30	27 大阪	2,030	886	2.3	43
4 宮城	650	231	2.8	35	28 兵庫	1,762	559	3.2	27
5 秋田	291	102	2.9	33	29 奈良	454	137	3.3	21
6 山形	305	111	2.8	38	30 和歌山	336	98	3.4	19
7 福島	632	192	3.3	22	31 鳥取	223	57	3.9	10
8 茨城	1,158	295	3.9	8	32 島根	309	69	4.5	1
9 栃木	636	199	3.2	23	33 岡山	751	192	3.9	9
10 群馬	717	199	3.6	16	34 広島	881	285	3.1	28
11 埼玉	1,819	736	2.5	42	35 山口	518	140	3.7	13
12 千葉	1,924	630	3.1	29	36 徳島	275	76	3.6	15
13 東京	4,025	1,364	3.0	31	37 香川	338	99	3.4	20
14 神奈川	1,886	917	2.1	46	38 愛媛	411	139	2.9	32
15 新潟	571	228	2.5	41	39 高知	308	73	4.2	3
16 富山	170	107	1.6	47	40 福岡	1,354	513	2.6	39
17 石川	243	115	2.1	45	41 佐賀	311	83	3.7	12
18 福井	199	79	2.5	40	42 長崎	537	138	3.9	11
19 山梨	349	84	4.2	4	43 熊本	705	179	3.9	7
20 長野	941	211	4.5	2	44 大分	372	117	3.2	25
21 岐阜	725	205	3.5	17	45 宮崎	444	111	4.0	6
22 静岡	1,045	374	2.8	36	46 鹿児島	605	166	3.7	14
23 愛知	2,082	755	2.8	37	47 沖縄	469	147	3.2	24
24 三重	738	183	4.0	5	合計	37,981	12,771	3.0	

（備考）1　「火災報告」により作成
2　順位は出火率が高い都道府県から順に、1 位、2 位・・・47 位としている。
3　人口は、平成 30 年 1 月 1 日現在の住民基本台帳による。

（3）火災覚知方法は 119 番通報が最多

消防機関における火災覚知方法についてみると、火災報知専用電話（119 番）*1による通報が 70.0% と最も多い（第 1-1-2 図）。

＊1　火災報知専用電話：通報者等が行う火災や救急等に関する緊急通報を、消防機関が受信するための専用電話をいう。なお、電気通信番号規則において、消防機関への緊急通報に関する電気通信番号は「119」と定められている。

第 1-1-2 図　火災覚知方法別出火件数

（平成 30 年中）

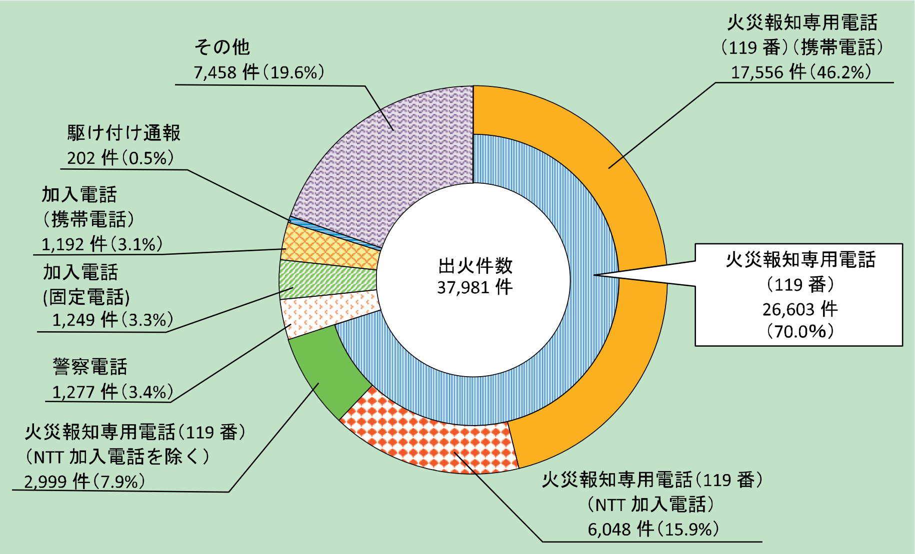

（備考）1　「火災報告」により作成
2　「その他」には事後聞知（消防機関が「このような火災があった」という通報を受けた場合をいう。）6, 762 件を含む。

（４）初期消火の方法は消火器の使用が最多

初期消火の方法についてみると、消火器を使用したものが 19. 4％と初期消火が行われたものの中（その他を除く。）で最も高い比率になっている。一方で初期消火を行わなかったものは 36. 9％となっている（**附属資料 1-1-12**）。

2．火災による死者の状況

（１）火災による死者の状況

平成 30 年中の「火災による死者数」は 1, 427 人で、そのうち放火自殺者、放火自殺の巻き添えとなった者及び放火殺人による死者（以下「放火自殺者等」という。）を除いた死者数は 1, 184 人と前年に比べ増加しているが、おおむね減少傾向となっている。また、負傷者数も 6, 114 人と前年に比べ増加しているが、おおむね減少傾向となっている。また、放火自殺者等は、火災による死者の総数の 17. 0％を占めている（**第 1-1-3 図**）。

第 1-1-3 図　火災による死傷者数の推移

（各年中）

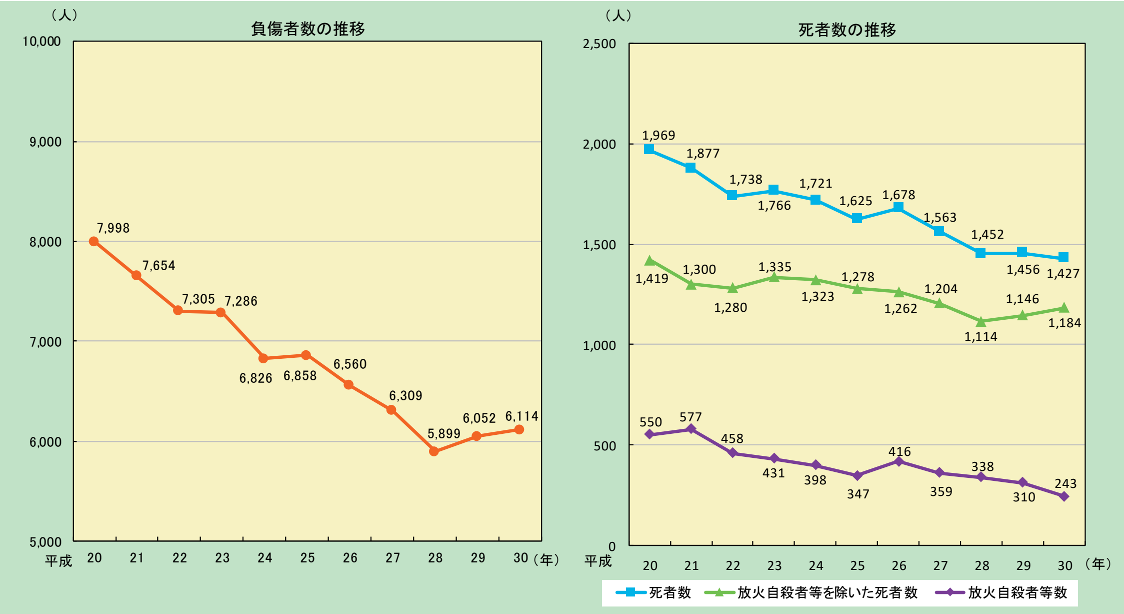

（備考）「火災報告」により作成

ア　1日当たりの火災による死者数は3.9人

1日当たりの火災による死者数は3.9人となっている（**附属資料1-1-9**）。

人口10万人当たりの火災による死者数を都道府県別にみると、最も多いのは長野県で2.2人、最も少ないのは高知県で0.6人となっている。また、全国平均では1.1人となっている（**附属資料1-1-13**）。

死者発生状況を月別でみると、火気を使用する機会が多い1月から3月及び12月で多くなっている（**附属資料1-1-14、附属資料1-1-15**）。

火災100件当たりの死者発生状況を時間帯別にみると、23時から5時の時間帯で多くなっている（**附属資料1-1-16、附属資料1-1-17**）。

イ　死因は火傷、次いで一酸化炭素中毒・窒息が多い

死因は、火傷が最も多く、次いで一酸化炭素中毒・窒息となっている（**附属資料1-1-18**）。

死亡に至った経過をみると、死者数（放火自殺者等を除く。）のうち、逃げ遅れが全体の49.4％を占めている。その中でも「避難行動を起こしているが、逃げ切れなかったと思われるもの（一応自力避難したが、避難中火傷、ガス吸引し病院等で死亡した場合を含む。）」が最も多く、全体の17.3％を占めている（**第1-1-4図、附属資料1-1-19**）。

第1-1-4図　火災による経過別死者発生状況（放火自殺者等を除く。）

（平成30年中）

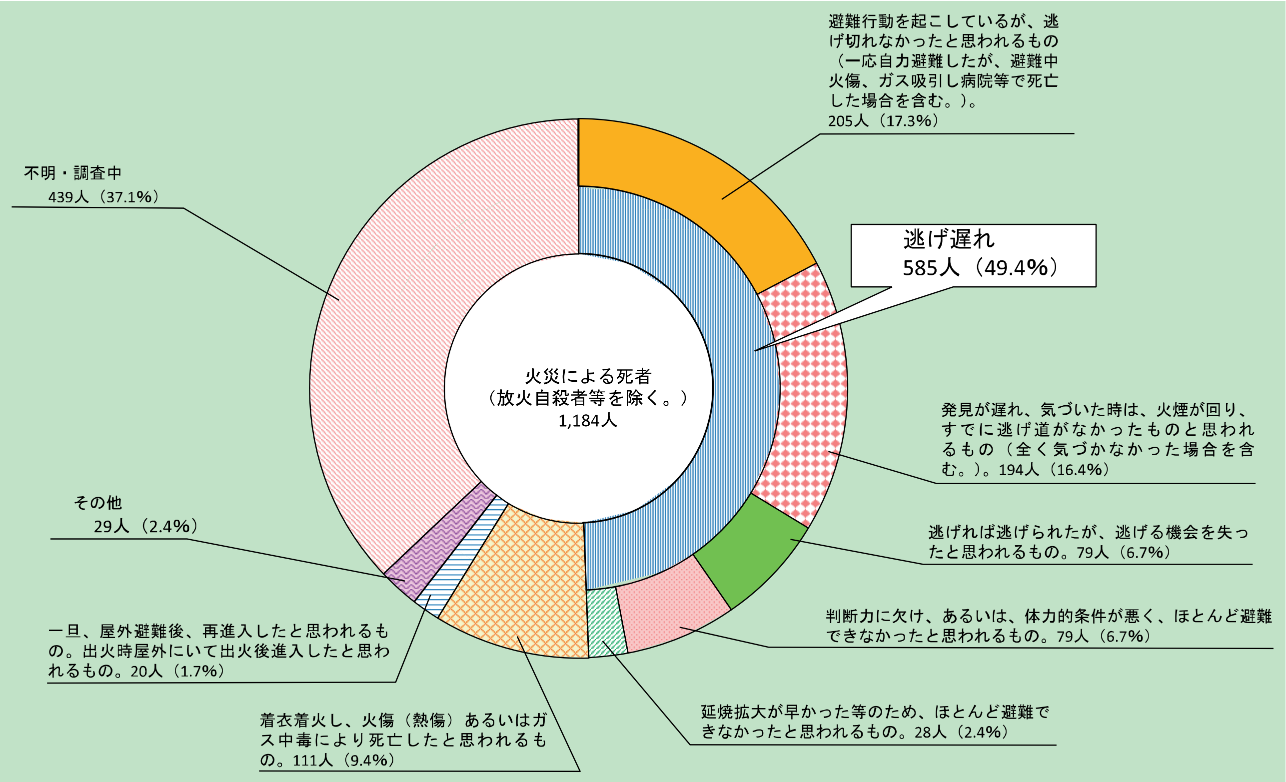

（備考）「火災報告」により作成

ウ　高齢者の死者が837人で70.7％

死者数（放火自殺者等を除く。）を年齢別でみると、65歳以上の高齢者が70.7％を占めており、特に81歳以上が多くなっている。

年齢階層別の人口10万人当たりの死者数（放火自殺者等を除く。）は、年齢が高くなるに従って著しく増加しており、特に81歳以上の階層が、全年齢階層における平均の4.3倍となっている（**第1-1-5図**）。

また、放火自殺者等を年齢別・性別にみると、特に男性の66歳～70歳の階層が最も多くなっている（**附属資料1-1-20、附属資料1-1-21**）。

第 1-1-5 図　火災による年齢階層別死者発生状況（放火自殺者等を除く。）

（平成 30 年中）

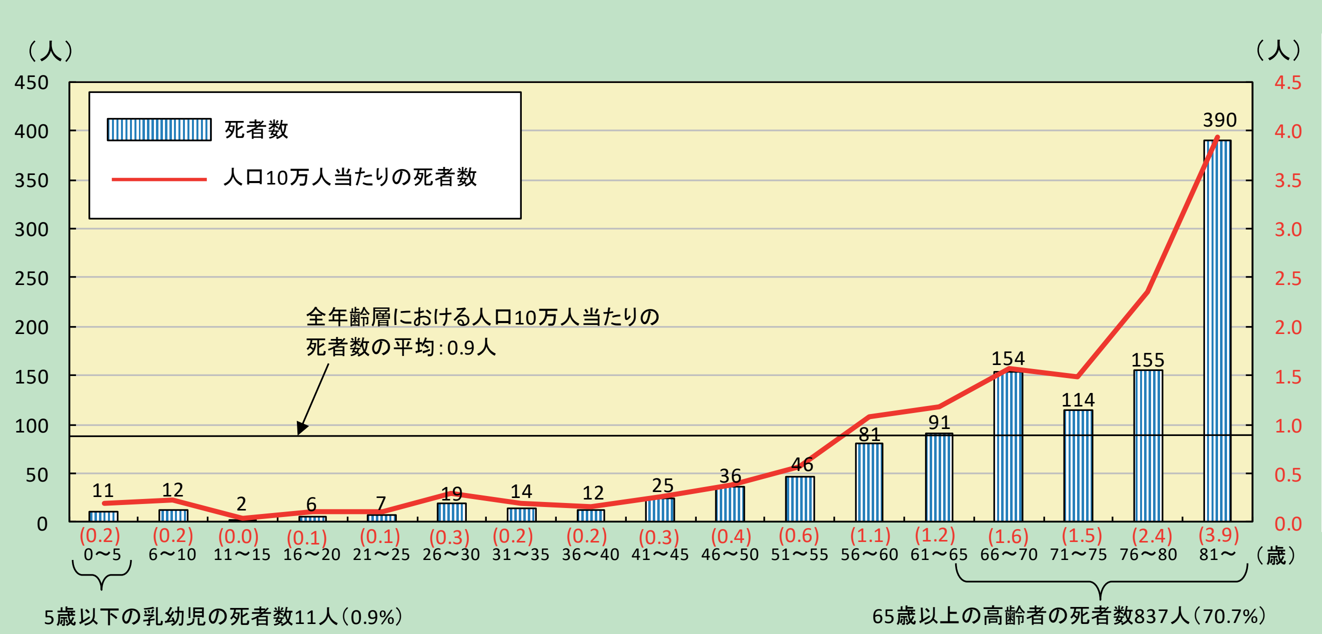

（備考）1　「火災報告」により作成
2　（　）内は、人口 10 万人当たりの死者数を示す。
3　「死者数」については左軸を、「人口 10 万人当たりの死者数」については右軸を参照
4　年齢不明者９人を除く。
5　人口は、平成 30 年 10 月 1 日現在の人口推計（総務省統計局）による。

（2）建物火災による死者の状況

ア　建物火災による死者は、死者総数の 80.3%で最多

建物火災による死者数は、1,146 人で、火災による死者の 80.3%を占めている。建物火災による負傷者は5,172 人で、火災による負傷者の 84.6%と、火災による死傷者の多くが建物火災により発生している（附属資料 1-1-23）。

また、建物焼損程度別の死者発生状況をみると、全焼の場合が 58.8%を占めている（第 1-1-6 図、附属資料 1-1-24）。

イ　建物火災による死者の 89.7%が住宅で発生

建物用途別にみると、住宅での死者が 1,028 人で、建物火災による死者の 89.7%を占めている（第 1-1-7 図、附属資料 1-1-25）。

第 1-1-6 図　建物火災における焼損程度ごとの死者発生状況

（平成 30 年中）

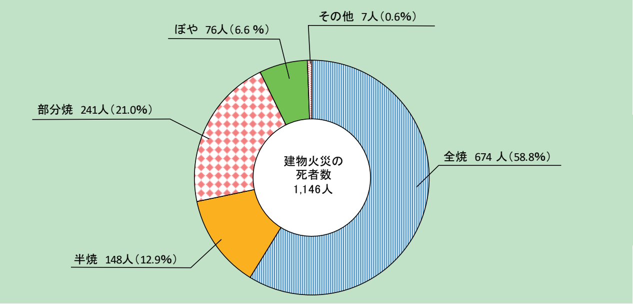

（備考）1　「火災報告」により作成
2　「全焼」とは、建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の 70%以上のもの、又はこれ未満であっても残存部分に補修を加えて再使用できないものをいう。
3　「半焼」とは、建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の 20%以上のもので全焼に該当しないものをいう。
4　「部分焼」とは、建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の 20%未満のものでぼやに該当しないものをいう。
5　「ぼや」とは、建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の 10%未満であり焼損床面積が１m²未満のもの、建物の焼き損害額が火災前の建物の 10%未満であり焼損表面積が１m²未満のもの、又は収容物のみ焼損したものをいう。

第 1-1-7 図　建物用途別の死者発生状況

（平成 30 年中）

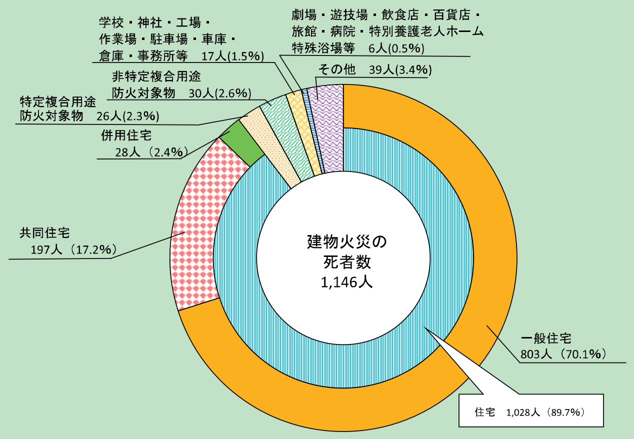

（備考）「火災報告」により作成

また、死因別では一酸化炭素中毒・窒息による死者が 37.6%で最も多くなっている（**第 1-1-8 図、附属資料 1-1-26**）。

第 1-1-8 図　建物火災の死因別死者発生状況

（平成 30 年中）

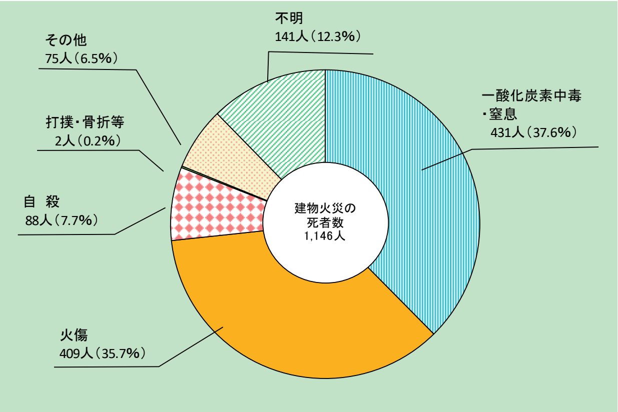

（備考）「火災報告」により作成

（３）住宅火災による死者の状況

ア　住宅火災の死者は減少傾向

平成 30 年中の住宅火災による死者数（放火自殺者等を除く。）は 946 人と、前年と比較して 57 人（6.4%）増加したが、おおむね減少傾向となっている。

また、住宅火災による死者数（放火自殺者等を除く。）のうち 65 歳以上の高齢者の死者数は 668 人で、全体の 70.6%を占めている（**第 1-1-9 図**）。

第 1-1-9 図　住宅火災の件数及び死者の推移（放火自殺者等を除く。）

（各年中）

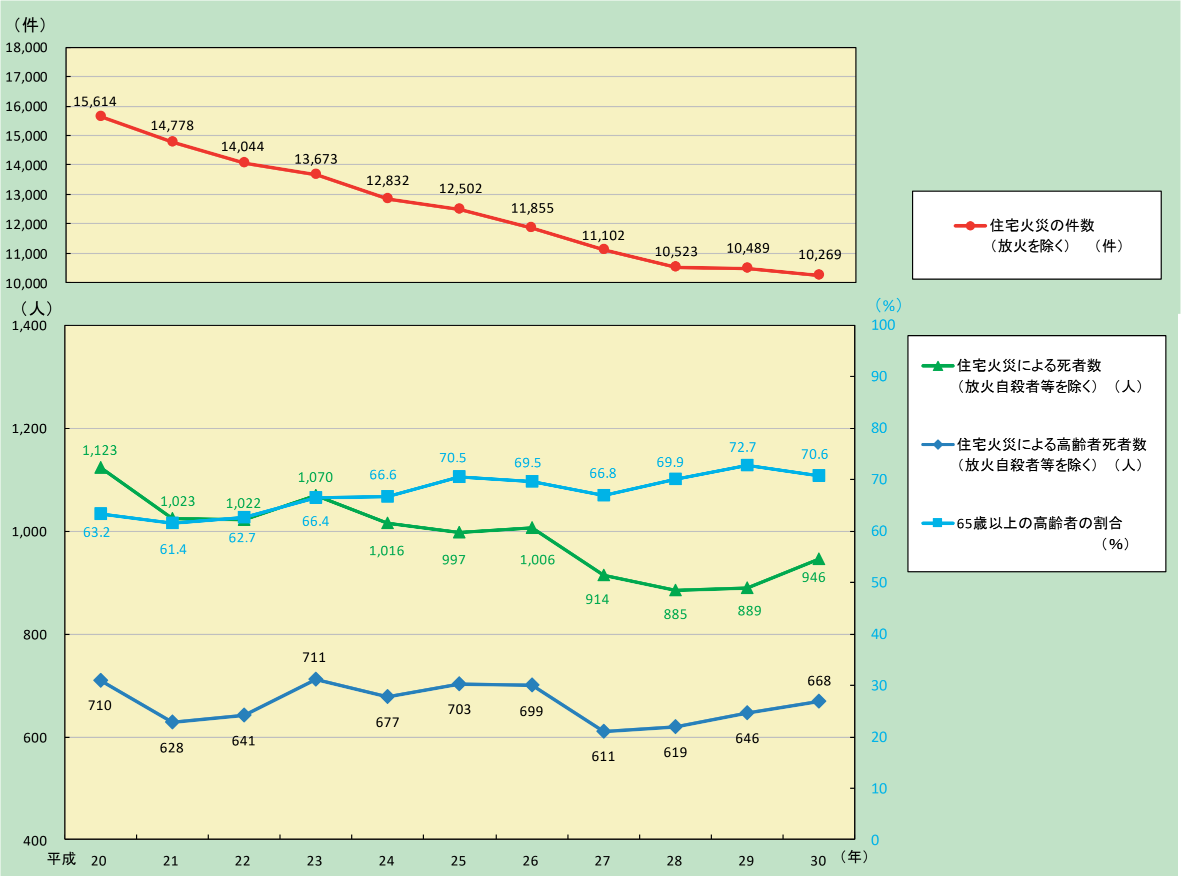

（備考）1　「火災報告」により作成
　　　　2　「住宅火災の件数（放火を除く）」、「住宅火災による死者数（放火自殺者等を除く）」、「住宅火災による高齢者死者数（放火自殺者等を除く）」については左軸を、「65 歳以上の高齢者の割合」については右軸を参照

イ　死者数は高齢者層で著しく高い

年齢階層別の人口 10 万人当たりの死者数（放火自殺者等を除く。）は、年齢が高くなるに従って著しく増加しており、特に 81 歳以上の階層では、全年齢階層における平均の約 4.4 倍となっている（**第 1-1-10 図**）。

第 1-1-10 図　住宅火災における年齢階層別死者発生状況（放火自殺者等を除く。）

（平成 30 年）

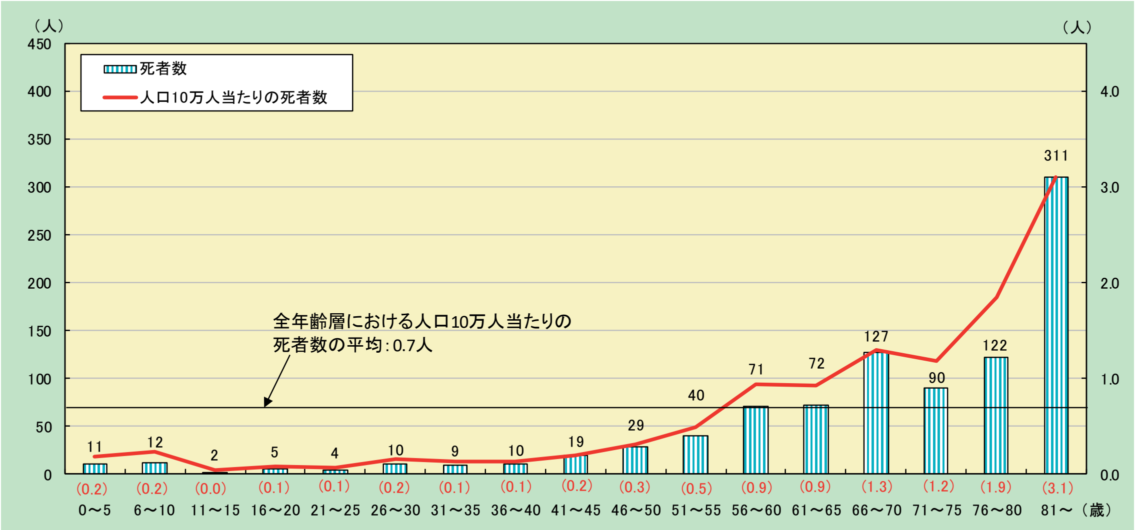

（備考）1　「火災報告」により作成
　　　　2　（　）内は人口 10 万人当たりの死者数を示す。
　　　　3　「死者数」については左軸を、「人口 10 万人当たりの死者数」については右軸を参照
　　　　4　年齢不明者２人を除く。
　　　　5　人口は、平成 30 年 10 月１日現在の人口推計（総務省統計局）による。

ウ　たばこを発火源とした火災による死者が最多

住宅火災の発火源別死者数（放火自殺者等を除く。）をみると、たばこによる死者が最も多く、次いでストーブ、電気器具となっている（不明を除く。）（第 1-1-11 図）。

また、住宅火災の着火物（発火源から最初に着火した物）別死者数（放火自殺者等を除く。）をみると、寝具類に着火した火災による死者が最も多く、次いで衣類、屑類となっている（不明を除く。）（第 1-1-12 図）。

第 1-1-11 図　住宅火災の発火源別死者数（放火自殺者等を除く。）

（平成 30 年中）

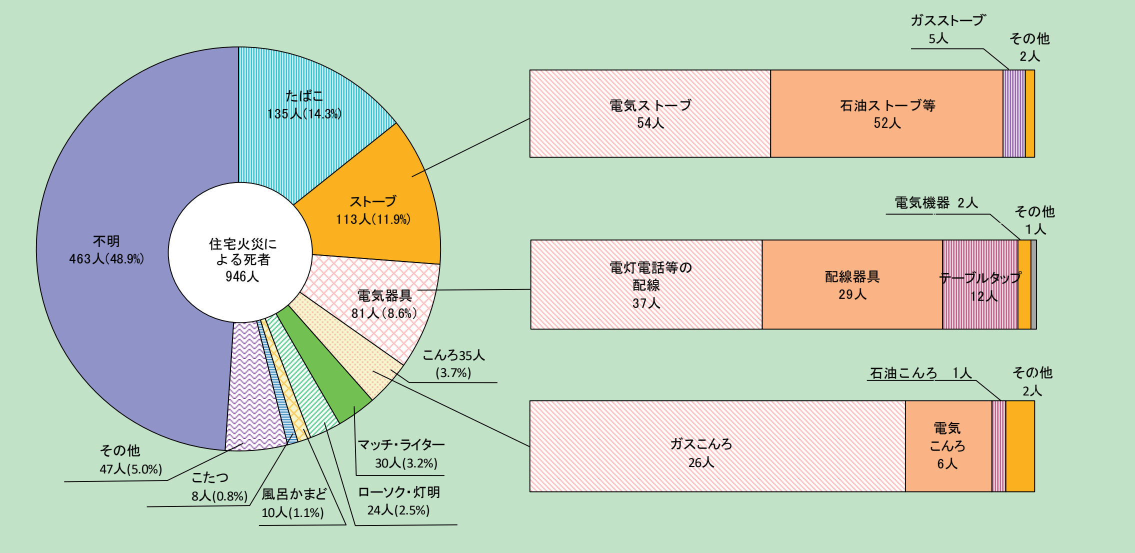

（備考）「火災報告」により作成

第 1-1-12 図　住宅火災の着火物別死者数（放火自殺者等を除く。）

（平成 30 年中）

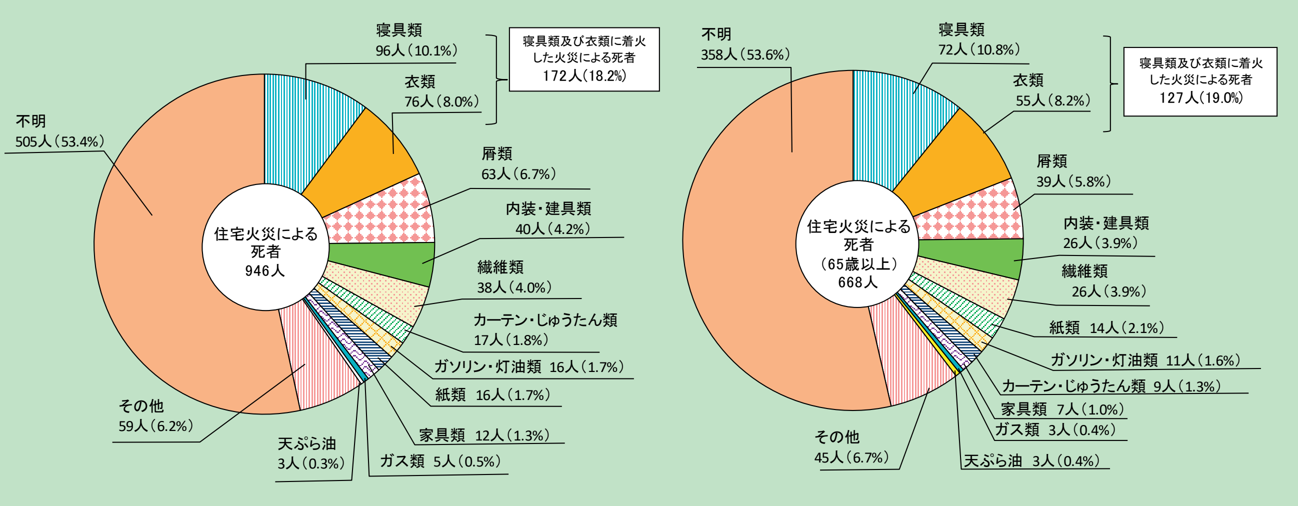

（備考）「火災報告」により作成

エ　22 時から翌朝４時までの時間帯の住宅火災で多くの死者が発生

住宅火災の死者（放火自殺者等を除く。）を時間帯別にみると、22 時から翌朝４時までの時間帯の平均は全時間帯の平均の約 1.5 倍となっている（第 1-1-13 図、附属資料 1-1-27）。

また、死者（放火自殺者等を除く。）の発生状況を死に至った経過別にみると、逃げ遅れが 519 人と最も多くなっている（第 1-1-14 図）。

第 1-1-13 図　時間帯別住宅火災の死者発生状況（放火自殺者等を除く。）

（平成 30 年中）

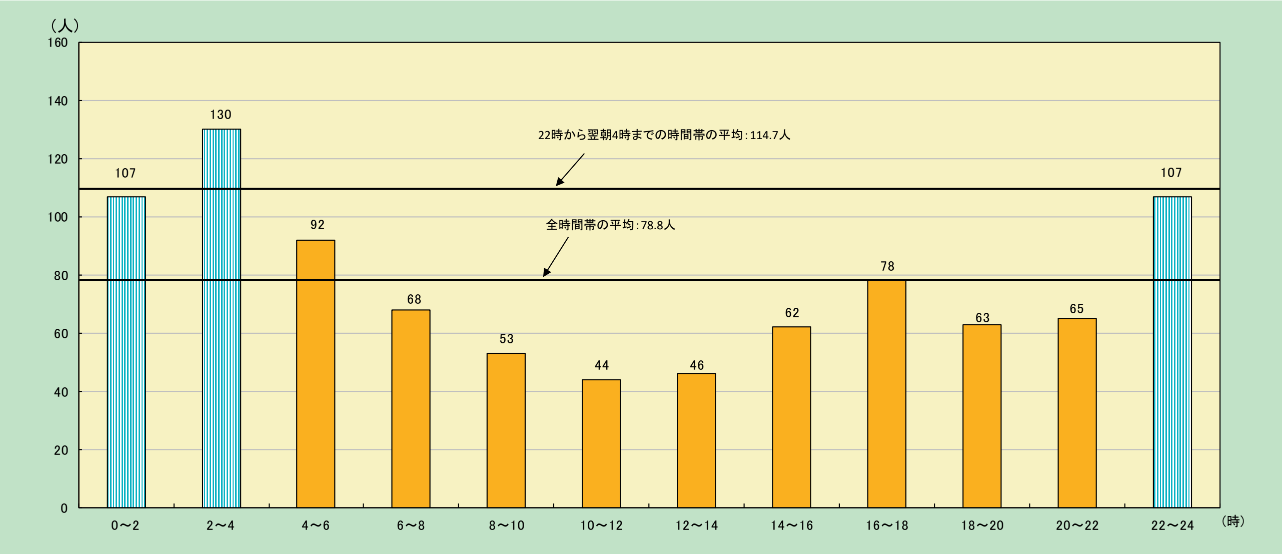

（備考）1　「火災報告」により作成
2　「各時間帯の数値」は、出火時刻が不明の死者 31 人を除く集計結果。「全時間帯の平均」は、出火時刻が不明である火災を含む平均
3　例えば、時間帯の「0～2」は、出火時刻が0時0分～1時 59 分の間であることを表す。

第 1-1-14 図　住宅火災の死に至った経過別死者発生状況（放火自殺等を除く。）

（平成 30 年中）

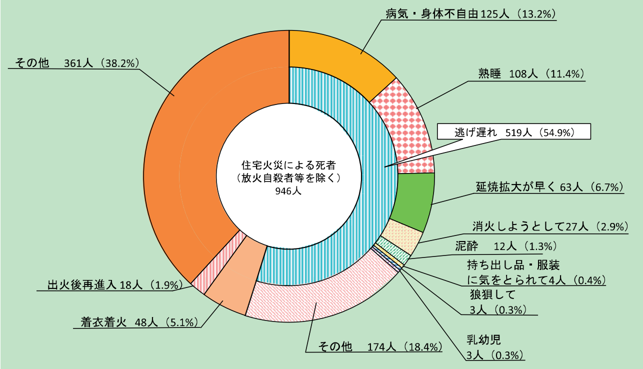

（備考）「火災報告」により作成

3．火災による損害額

消防本部（消防本部を設置していない場合は市町村）は、火災原因の調査に併せて火災による損害についても調査を行っており、その調査結果から損害額を算定している。

平成 30 年中の損害額は 846 億円で、前年に比べ 5.3%減少した（**附属資料 1-1-28**）。

これを出火原因別でみると、溶接機・切断機による損害額が最も多く、次いで電灯電話等の配線、放火となっている（**附属資料 1-1-29**）。

また、火災による損害額は、建物火災によるものが圧倒的に多く、全体の 90.2%を占めている（**第 1-1-1 表**）。

4．出火原因

平成 30 年中の出火件数 3 万 7,981 件のうち、失火による火災は全体の 73.2%であり、その多くは火気の取扱いの不注意や不始末から発生している（**附属資料 1-1-30**）。

出火原因別にみると、たばこが 3,414 件と最も多く、次いでたき火が 3,095 件、こんろが 2,852 件となっている（**第 1-1-15 図**）。

また、全火災の着火物別出火件数は、枯草が全体の 17.2%を占め、最も多くなっている（**附属資料 1-1-31**）。

第 1-1-15 図 主な出火原因別の出火件数

（平成 30 年中）

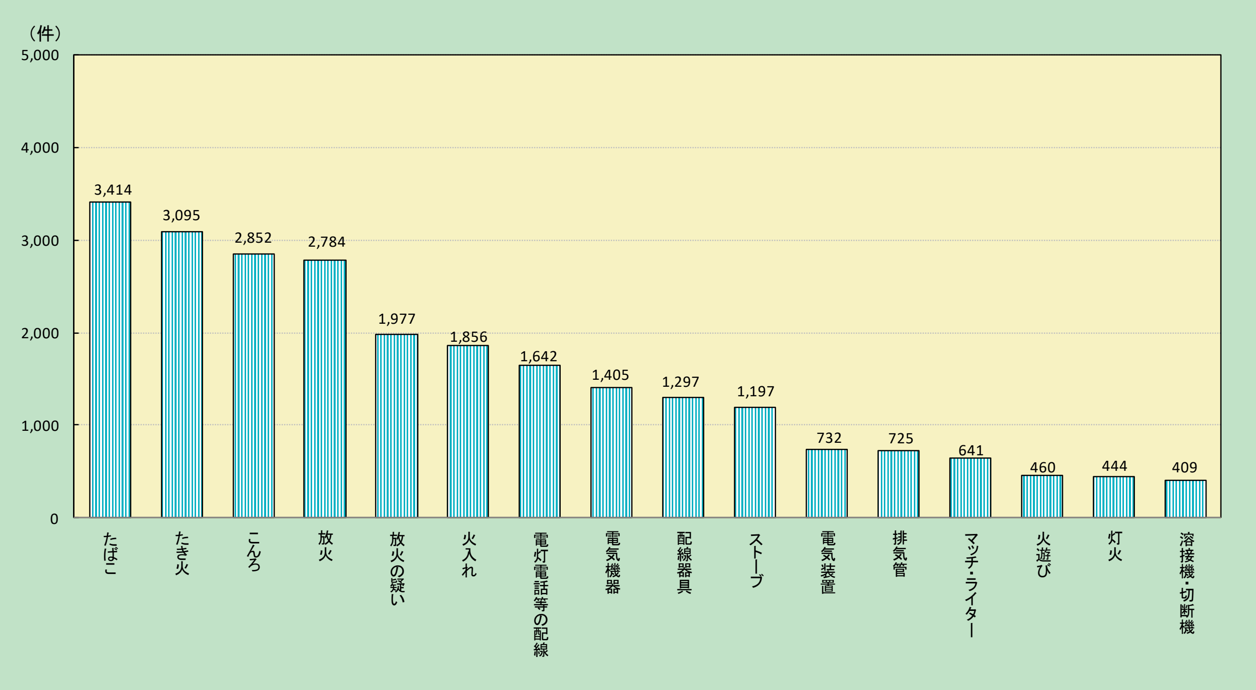

（備考）「火災報告」により作成

（1）「たばこ」による火災の半数以上は不適当な場所への放置によるもの

たばこによる火災は、3,414 件で全火災の 9.0% を占めている。主な経過別出火状況をみると、不適当な場所への放置によるものが 2,142 件と半数以上を占めている（第 1-1-4 表、第 1-1-15 図）。

（2）「放火」及び「放火の疑い」の合計は減少

放火による出火件数は、おおむね減少傾向が続いており、平成 30 年中の放火による出火件数は 2,784 件と前年に比べ減少しており、全火災の 7.3% を占めている。これに放火の疑いを加えると 4,761 件で、前年に比べ減少し、全火災の 12.5% となっている（第 1-1-5 表、第 1-1-15 図、第 1-1-16 図）。

次に、放火及び放火の疑いによる火災を発火源別にみると、ライターによるものが 1,297 件と最も多くなっている（第 1-1-5 表）。

また、放火及び放火の疑いによる火災 1 件当たりの損害額を時間帯別にみると、20 時～22 時の時間帯で損害額が多くなっている（附属資料 1-1-32、附属資料 1-1-33）。

第 1-1-4 表　たばこによる火災の損害状況

（各年中）

区分	たばこ		
	平成29年	平成30年	増減数
出火件数合計(件)	3,712	3,414	△ 298
建物火災	2,025	1,948	△ 77
車両火災	162	158	△ 4
林野火災	58	62	4
船舶火災	0	2	2
航空機火災	0	0	0
その他の火災	1,467	1,244	△ 223
主な経過別出火件数(件)			
不適当な場所への放置	2,320	2,142	△ 178
火源の転倒・落下	670	623	△ 47
消したはずのものが再燃	116	136	20
建物焼損床面積(㎡)	47,645	49,533	1,888
建物焼損表面積(㎡)	8,269	6,006	△ 2,263
林野焼損面積(a)	3,697	1,792	△ 1,905
損害額(万円)	358,625	384,929	26,304

（備考）「火災報告」により作成

第 1-1-16 図　放火及び放火の疑いによる火災件数の推移

（各年中）

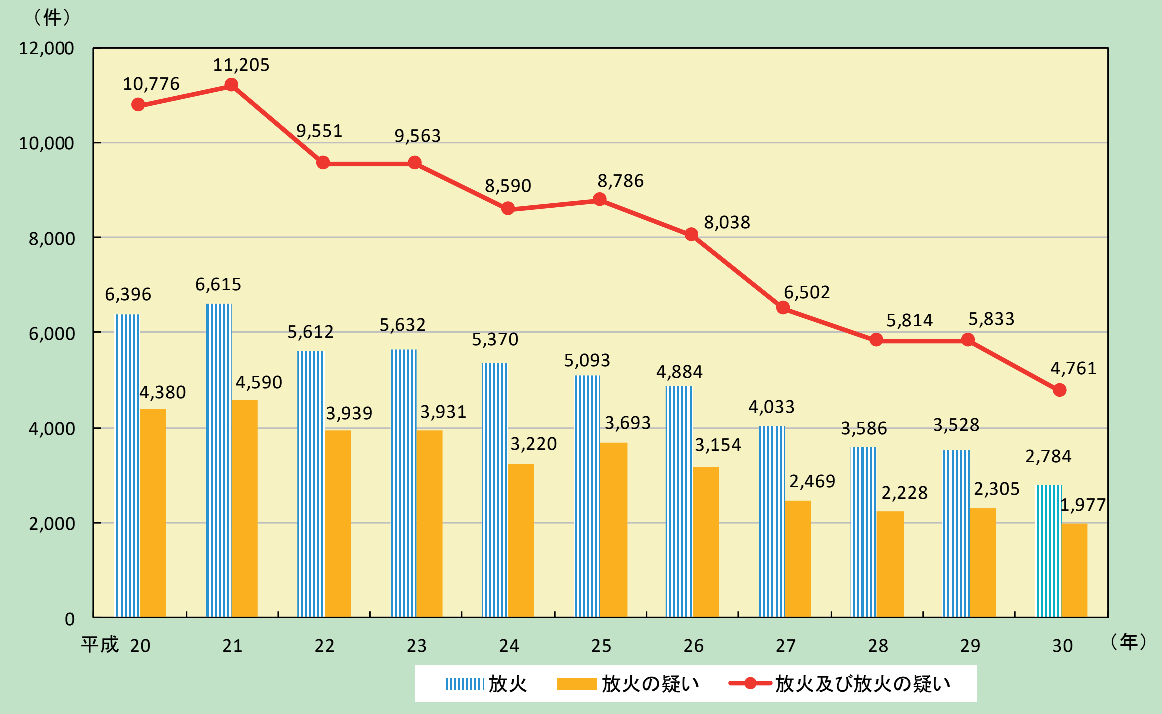

（備考）「火災報告」により作成

第 1-1-5 表　放火及び放火の疑いによる火災の損害状況

（各年中）

区分	放火			放火の疑い			放火と放火の疑いの合計		
	平成29年	平成30年	増減数	平成29年	平成30年	増減数	平成29年	平成30年	増減数
出火件数合計(件)	3,528	2,784	△ 744	2,305	1,977	△ 328	5,833	4,761	△ 1,072
建物火災	1,635	1,334	△ 301	821	794	△ 27	2,456	2,128	△ 328
車両火災	212	159	△ 53	112	83	△ 29	324	242	△ 82
林野火災	23	19	△ 4	88	90	2	111	109	△ 2
船舶火災	1	1	0	2	1	△ 1	3	2	△ 1
航空機火災	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の火災	1,657	1,271	△ 386	1,282	1,009	△ 273	2,939	2,280	△ 659
主な発火源別出火件数(件)									
ライターによるもの	1,274	1,010	△ 264	415	287	△ 128	1,689	1,297	△ 392
マッチによるもの	207	164	△ 43	41	31	△ 10	248	195	△ 53
その他	224	171	△ 53	188	188	0	412	359	△ 53
建物焼損床面積(㎡)	34,019	54,671	20,652	33,518	35,495	1,977	67,537	90,166	22,629
建物焼損表面積(㎡)	5,063	7,146	2,083	5,390	3,543	△ 1,847	10,453	10,689	236
林野焼損面積(a)	429	570	141	1,067	991	△ 76	1,496	1,561	65
損害額(万円)	325,353	474,489	149,136	254,555	213,802	△ 40,753	579,908	688,291	108,383

（備考）１「火災報告」により作成
２「その他」は出火原因が「その他のたばことマッチ」に分類される、たばこ、マッチ又はライターと判定できるが、そのいずれかに確定できない場合をいう。

（3）「こんろ」による火災の大半は消し忘れによるもの

こんろによる火災は、2,852 件で全火災の 7.5％を占めている。こんろの種類別では、ガスこんろによる火災が 2,470 件と最も多い。

主な経過別出火件数をみると、消し忘れによるものが最も多い（第 1-1-6 表、第 1-1-15 図）。

第 1-1-6 表　こんろによる火災の損害状況

（各年中）

区分	こんろ		
	平成29年	平成30年	増減数
出火件数合計(件)	3,032	2,852	△ 180
建物火災	2,986	2,794	△ 192
車両火災	11	23	12
林野火災	1	0	△ 1
船舶火災	1	0	△ 1
航空機火災	0	0	0
その他の火災	33	35	2
主なこんろ種類別出火件数(件)			
ガスこんろ	2,609	2,470	△ 139
電気こんろ	287	248	△ 39
石油こんろ	29	18	△ 11
まき・炭・石炭こんろ	95	97	2
主な経過別出火件数(件)			
消し忘れ	1,504	1,336	△ 168
過熱	285	258	△ 27
可燃物の接触	260	254	△ 6
建物焼損床面積(㎡)	38,171	36,633	△ 1,538
建物焼損表面積(㎡)	6,108	4,414	△ 1,694
損害額(万円)	262,095	273,960	11,865

（備考）「火災報告」により作成

5．火災種別ごとの状況

（1）建物火災

平成 30 年中の建物火災の出火件数は 2 万 764 件となっている（第 1-1-1 表）。

ア　建物火災の 53.1%が住宅火災で最多

建物火災の出火件数を火元建物の用途別にみると、住宅火災が 1 万 1,019 件と最も多く、全体の 53.1%を占めている（第 1-1-17 図、附属資料 1-1-34）。

建物火災では、こんろの消し忘れ、たばこの不始末、放火によるものが多くなっている（第 1-1-7 表）。

また、月別の出火件数をみると、1 月、2 月、3 月及び 12 月の冬季に多くなっている（附属資料 1-1-35）。

第 1-1-7 表　建物火災の主な出火原因と経過

（平成 30 年中）

主な出火原因	こんろ		たばこ		放火		ストーブ		配線器具		電気機器		電灯電話等の配線		放火の疑い		電気装置		たき火	
	2,794件（13.5%）		1,948件（9.4%）		1,334件（6.4%）		1,170件（5.6%）		1,133件（5.5%）		1,078件（5.2%）		1,046件（5.0%）		794件（3.8%）		493件（2.4%）		456件（2.2%）	
主な経過又は発火源	放置する、忘れる	1,332	不適当な場所への放置	914	ライター	526	可燃物の接触・落下	388	金属の接触部が過熱	311	短絡	273	短絡	509	ライター	148	絶縁劣化	171	火源が接触・落下	196
	引火・ふく射	284	火源が接触・落下	625	マッチ	89	引火・ふく射	267	スパーク	274	絶縁劣化	81	半断線	118	その他のたばことマッチ	67	短絡	75	火の粉が散る遠くへ飛火する	150
	可燃物の接触・落下	268	消したはずのものが再燃する	103	その他のたばことマッチ	76	考え違いにより使用を誤る	79	短絡	211	スパーク	75	金属の接触部が過熱する	93	マッチ	16	スパーク	52	残り火の処置が不充分	39
	その他	910	その他	306	その他	643	その他	436	その他	337	その他	649	その他	326	その他	563	その他	195	その他	71

（備考）1　「火災報告」により作成
2　（　）内は建物火災件数 20,764 件に対する割合（%）
3　「その他のたばことマッチ」は、出火原因が、たばこ、マッチ又はライターと判別できるが、そのいずれかに確定できない場合をいう。
4　「可燃物の接触・落下」については、「可燃物の接触」と「可燃物の落下」を足したものの合計
5　「火源が接触・落下」については、「火源が接触」と「火源が落下」を足したものの合計

第 1-1-17 図　建物火災の火元建物用途別の状況

（平成 30 年中）

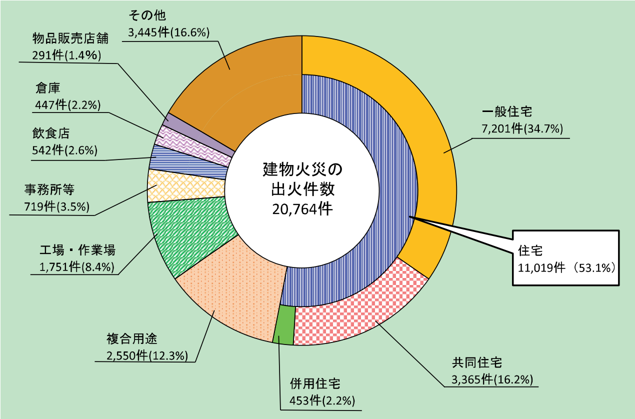

（備考）1　「火災報告」により作成
2　共同住宅、工場・作業場、事務所等、倉庫、飲食店及び物品販売店舗の区分は、消防法施行令別表第一による区分。なお、複合用途については、消防法施行令別表第一により区分される特定複合用途及び非特定複合用途の出火件数の合計数

イ　建物火災の 39.5%が木造建物で最多

火元建物の構造別にみると、木造建物が最も多く、8,196 件となっている。火元建物以外の別棟に延焼した火災件数の割合（延焼率）を火元建物の構造別（その他・不明を除く。）にみると、木造が最も高くなっている。火元建物の構造別に火災 1 件当たりの焼損床面積をみると、木造は全建物火災の平均の約 1.5 倍となっている（附属資料 1-1-36）。

また、出火件数を損害額及び焼損床面積の段階別にみると、損害額では 1 件の火災につき 10 万円未満の出火件数が全体の 54.9%を占めている。焼損床面積 50 ㎡未満の出火件数は、全体の 78.3%を占めている（附属資料 1-1-37）。

ウ　全建物火災の 51.5%で放水を実施

火元建物の放水開始時間別の焼損状況をみると、消防機関が火災を覚知し、消防隊が出動して放水を行った件数は、2 万 764 件のうち 1 万 684 件となっている（附属資料 1-1-38）。

エ　30 分以内に鎮火した建物火災件数は 2,883 件

消防隊が放水した建物火災のうち、放水開始後 30 分以内に鎮火に至った件数は 2,883 件となっており、このうち放水開始後 21 分から 30 分までに鎮火に至ったものが 1,013 件と最も多くなっている（附属資料 1-1-39）。

（2）林野火災

平成 30 年中の林野火災の出火件数は 1363 件（前年比 79 件増）、焼損面積は 606ha（同 332ha 減）、死者数は 9 人（同 1 人減）、損害額は 2 億 237 万円（同 6 億 9,799 万円減）となっている（第 1-1-8 表）。

林野火災の出火件数を月別にみると、３月に最も多く発生しており、次いで４月、２月と、降水量が少なく空気が乾燥し強風が吹く時期に多くなっている（第 1-1-18 図）。

林野火災の出火件数を焼損面積別にみると、焼損面積 10ha 未満は 1,357 件で、全体の 99.6%を占めている（第 1-1-9 表）。

林野火災の出火件数を原因別にみると、たき火によるものが 428 件（全体の 31.4%）と最も多く、次いで火入れ*2が 258 件（同 18.9%）、放火（放火の疑いを含む）が 109 件（同 8.0%）の順となっている（第 1-1-10 表）。

第 1-1-8 表　林野火災の状況

区分	平成 29 年	平成 30 年	増減数	増減率
出火件数（件）	1,284	1,363	79	6.2%
焼損面積（a）	93,808	60,624	△ 33,184	△35.4%
死者数（人）	10	9	△ 1	△10.0%
損害額（万円）	90,036	20,237	△ 69,799	△77.5%

（備考）「火災報告」により作成

第 1-1-18 図　林野火災の月別出火件数

（平成 30 年中）

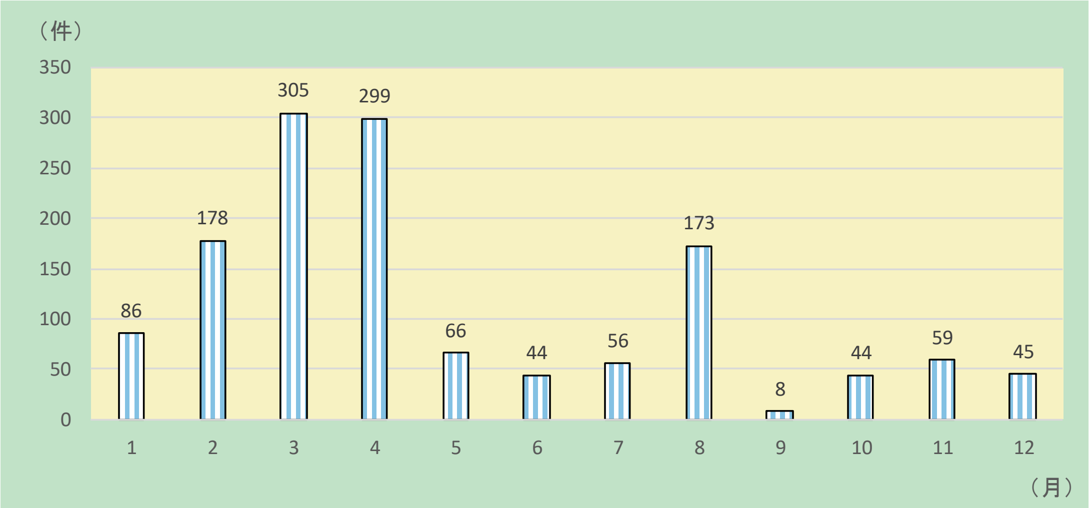

（備考）「火災報告」により作成

第 1-1-9 表　林野火災の焼損面積別損害状況

（平成 30 年中）

区分＼焼損面積	10ha 未満	10ha 以上 20ha 未満	20ha 以上 30ha 未満	30ha 以上 40ha 未満	40ha 以上 50ha 未満	50ha 以上	計
出火件数（件）	1,357	4	1	0	0	1	1,363
焼損面積（a）	33,945	6,149	2,530	0	0	18,000	60,624
損害額（万円）	15,480	985	3,771	0	0	0	20,237

（備考）「火災報告」により作成
注）損害額は単位未満を四捨五入しているので、合計の数値と、その内訳を合計した数値とは一致しない場合がある。

第 1-1-10 表　林野火災の主な出火原因と経過

（平成 30 年中）

主な出火原因	たき火 428件（31.4%）		火入れ 258件（18.9%）		放火（放火の疑いを含む） 109件（8.0%）		たばこ 62件（4.5%）		マッチ・ライター 26件（1.9%）		その他（不明・調査中を含む） 480件（35.2%）	林野火災件数
主な経過又は発火源	接触	248	接触	168	ライター	13	投げ捨て	49	接触	11	－	1,363件
	飛び火	104	飛び火	66	その他のたばことマッチ	13	再燃	4	飛び火	5		
	残り火の処置が不充分	30	残り火の処置が不充分	6	その他	83	接触	4	放置	2		
	その他	46	その他	18			その他	5	その他	8		

（備考）「火災報告」により作成

＊2　火入れ：土地の利用上の目的をもって、その土地の上にある立木竹、雑草、堆積物等を面的に焼却する行為

（３）車両火災

平成30年中の車両火災の出火件数は3,660件（前年比203件減）、死者数は70人（放火自殺者等29人を含む。同22人減。）、損害額（車両火災以外の火災種別に分類している車両被害は除く。）は19億605万円（同1,852万円増）となっている（**第1-1-11表**）。

第1-1-11表　車両火災の状況

区分	平成29年	平成30年	増減数
出火件数（件）	3,863	3,660	△ 203
死者数（人）	92	70	△ 22
（うち放火自殺者等）	(54)	(29)	△ 25
負傷者数（人）	198	221	23
損害額（万円）	188,753	190,605	1,852

（備考）「火災報告」により作成

車両火災の出火件数を原因別にみると、排気管によるものが627件（全体の17.1%）と最も多く、次いで交通機関内配線が353件（同9.6%）、放火（放火の疑いを含む）が242件（同6.6%）の順となっている（**第1-1-12表**）。

第1-1-12表　車両火災の主な出火原因と経過

（平成30年中）

主な出火原因	排気管		交通機関内配線		放火（放火の疑いを含む）		電気機器		たばこ		その他（不明・調査中を含む）	車両火災件数
	627件（17.1%）		353件（9.6%）		242件（6.6%）		214件（5.8%）		158件（4.3%）		2,066件（56.4%）	
主な経過又は発火源	着火物の漏えい	191	短絡	114	ライター	87	スパーク	53	投げ捨て	74	－	3,660件
	高温物の接触	136	スパーク	55	その他のたばことマッチ	20	短絡	34	火源の接触・落下	54		
	可燃物の接触	100	衝突による発火	26	火のついた紙	7	高温物の接触	20	再燃	10		
	その他	200	その他	158	その他	128	その他	107	その他	20		

（備考）「火災報告」により作成

（４）船舶火災

平成30年中の船舶火災の出火件数は69件（前年比３件減）、死者数は０人（前年と同じ）、損害額（船舶火災以外の火災種別に分類している船舶被害は除く。）は８億5,696万円（同２億4,152万円増）となっている（**第1-1-13表**）。

船舶火災の出火件数を原因別にみると、交通機関内配線によるものが10件（全体の14.5%）と最も多く、次いで電灯電話等の配線が６件（同8.7%）、溶接機・切断機が５件（同7.2%）の順となっている。

第1-1-13表　船舶火災の状況

区分	平成29年	平成30年	増減数
出火件数（件）	72	69	△ 3
死者数（人）			
負傷者数（人）	10	12	2
損害額（万円）	61,544	85,696	24,152

（備考）「火災報告」により作成

（５）航空機火災

平成30年中の航空機火災の出火件数は１件（前年比５件減）、死者数は０人（同２人減）、損害額（航空機火災以外の火災種別に分類している航空機被害は除く。）は７億3,000万円（同６億8,691万円増）となっている（**第1-1-14表**）。

第1-1-14表　航空機火災の状況

区分	平成29年	平成30年	増減数
出火件数（件）	6	1	△ 5
死者数（人）	2		△ 2
負傷者数（人）			
損害額（万円）	4,309	73,000	68,691

（備考）「火災報告」により作成

火災予防行政の現況

１．住宅防火対策の現況

平成30年中の放火を除いた住宅火災の件数（1万269件）は、放火を除いた建物火災の件数（1万9,430件）の約5割となっている。また、放火自殺者等を除く住宅火災による死者数（946人）は、放火自殺者等を除く建物火災による死者数（1,051人）の約9割となっている（**附属資料1-1-25**）。さらに、住宅火災による死者の約7割が65歳以上の高齢者となっている。

平成 16 年の消防法改正により、住宅用火災警報器の設置が、新築住宅については平成 18 年６月から義務化され、既存住宅についても平成 23 年６月までに各市町村の条例に基づき、全国の市町村において義務化された。消防庁では「住宅用火災警報器設置対策会議」を開催し、同会議において決定された「住宅用火災警報器設置対策基本方針」を踏まえ、全国の消防本部等において、消防団、女性（婦人）防火クラブ及び自主防災組織等と協力して、設置の徹底及び維持管理のための各種取組を展開している。令和元年６月１日時点で全国の設置率＊3は 82.3%、条例適合率＊4は 67.9%となっており、都道府県別にみると設置率及び条例適合率は福井県が最も高くなっている（第 1-1-15 表）。

第 1-1-15 表　住宅用火災警報器の都道府県別設置率及び条例適合率（令和元年６月１日時点）

都道府県	設置率	条例適合率	都道府県	設置率	条例適合率
全国	82.3%	67.9%	三重	76.8%　(39)	64.4%　(28)
北海道	82.0%　(19)	67.6%　(18)	滋賀	82.7%　(17)	62.2%　(34)
青森	75.1%　(41)	59.0%　(39)	京都	87.9%　(6)	73.2%　(6)
岩手	83.8%　(13)	66.9%　(21)	大阪	83.8%　(13)	77.0%　(5)
宮城	91.4%　(2)	65.0%　(26)	兵庫	87.2%　(8)	70.4%　(12)
秋田	81.8%　(21)	67.4%　(19)	奈良	74.0%　(42)	63.0%　(31)
山形	81.7%　(22)	60.8%　(38)	和歌山	79.1%　(31)	62.5%　(32)
福島	77.4%　(37)	54.5%　(44)	鳥取	83.0%　(15)	63.6%　(30)
茨城	72.5%　(44)	58.8%　(40)	島根	82.6%　(18)	61.7%　(35)
栃木	76.8%　(39)	62.4%　(33)	岡山	78.0%　(35)	65.0%　(26)
群馬	70.7%　(45)	54.1%　(45)	広島	87.5%　(7)	80.6%　(3)
埼玉	77.5%　(36)	65.2%　(25)	山口	80.9%　(24)	67.7%　(17)
千葉	80.0%　(27)	65.5%　(24)	徳島	80.0%　(27)	68.4%　(15)
東京	89.3%　(3)	72.2%　(7)	香川	77.1%　(38)	64.0%　(29)
神奈川	84.1%　(12)	72.2%　(7)	愛媛	78.9%　(33)	66.8%　(22)
新潟	86.5%　(9)	71.2%　(11)	高知	68.5%　(46)	46.4%　(46)
富山	86.4%　(10)	67.8%　(16)	福岡	81.7%　(22)	71.7%　(10)
石川	88.1%　(5)	84.0%　(2)	佐賀	73.8%　(43)	56.5%　(43)
福井	94.5%　(1)	88.6%　(1)	長崎	78.4%　(34)	58.0%　(42)
山梨	79.1%　(31)	70.3%　(13)	熊本	79.5%　(29)	58.6%　(41)
長野	82.0%　(19)	66.0%　(23)	大分	85.0%　(11)	69.5%　(14)
岐阜	80.9%　(24)	61.6%　(36)	宮崎	82.9%　(16)	71.8%　(9)
静岡	79.4%　(30)	67.0%　(20)	鹿児島	88.7%　(4)	79.1%　(4)
愛知	80.7%　(26)	60.9%　(37)	沖縄	58.2%　(47)	43.0%　(47)

（備考）１　（　）内は、設置率等が高い都道府県から順に番号を付している。
　　　　２　標本調査のため、各数値は一定の誤差を含む。

2．防火対象物

消防法では、建築物など火災予防行政の主たる対象となるものを「防火対象物」と定義し、そのうち消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物については、その用途や規模等に応じて、火災予防のため

＊3　設置率：市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分のうち、一箇所以上設置されている世帯（自動火災報知設備の設置により住宅用火災警報器の設置が免除される世帯を含む。）の全世帯に占める割合
＊4　条例適合率：市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分の全てに設置されている世帯（自動火災報知設備の設置により住宅用火災警報器の設置が免除される世帯を含む。）の全世帯に占める割合

の人的体制の整備や消防用設備等*5の設置、防炎物品の使用などを義務付けている。

平成 31 年３月 31 日現在、全国の防火対象物数（「防火対象物実態等調査」（消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物のうち、（一）項から（十六の三）項までに掲げる防火対象物で延べ面積が 150 ㎡以上のもの及び（十七）項から（十九）項までに掲げる防火対象物が対象。）による数。以下同じ。）は、418 万 5,804 件である。

また、21 大都市（東京都特別区及び指定都市）の防火対象物数は、118 万 8,488 件と全国の防火対象物の 28.4％を占めている。特に都市部に集中しているものは、地下街（全国の 86.9％）、準地下街*6（同 85.7％）、性風俗特殊営業店舗等（同 53.1％）などである（第 1-1-16 表）。

第 1-1-16 表　防火対象物数

（平成 31 年３月 31 日現在）

防火対象物の区分			全国	21大都市	割合（%）
（一）	イ	劇場等	4,428	653	14.7
	ロ	公会堂等	65,435	6,175	9.4
（二）	イ	キャバレー等	843	131	15.5
	ロ	遊技場等	9,823	1,860	18.9
	ハ	性風俗特殊営業店舗等	192	102	53.1
	ニ	カラオケボックス等	2,592	638	24.6
（三）	イ	料理店等	2,781	507	18.2
	ロ	飲食店	84,391	17,088	20.2
（四）		百貨店等	160,298	28,834	18.0
（五）	イ	旅館等	60,480	7,337	12.1
	ロ	共同住宅等	1,357,705	520,302	38.3
（六）	イ	（１）避難のために患者の介助が必要な病院	6,765	1,094	16.2
		（２）避難のために患者の介助が必要な有床診療所	3,502	680	19.4
		（３）病院（（１）に掲げるものを除く）、有床診療所（（２）に掲げるものを除く）、有床助産所	9,576	2,432	25.4
		（４）無床診療所、無床助産所	44,024	8,269	18.8
		小　計	63,867	12,475	19.5
	ロ	（１）老人短期入所施設等	42,508	7,943	18.7
		（２）救護施設	242	32	13.2
		（３）乳児院	162	32	19.8
		（４）障害児入所施設	474	73	15.4
		（５）障害者支援施設等	6,567	1,062	16.2
		小　計	49,953	9,142	18.3
	ハ	（１）老人デイサービスセンター等	23,124	3,931	17.0
		（２）更生施設	224	43	19.2
		（３）保育所等	35,388	7,529	21.3
		（４）児童発達支援センター等	3,139	485	15.5
		（５）身体障害者福祉センター等	20,409	3,326	16.3
		小　計	82,284	15,314	18.6
	ニ	幼稚園等	16,652	3,980	23.9
（七）		学校	126,499	28,237	22.3
（八）		図書館等	7,638	857	11.2
（九）	イ	特殊浴場	1,438	657	45.7
	ロ	一般浴場	4,327	1,030	23.8
（十）		停車場	3,876	1,394	36.0
（十一）		神社・寺院等	58,319	12,191	20.9
（十二）	イ	工場等	492,825	72,485	14.7
	ロ	スタジオ	428	148	34.6
（十三）	イ	駐車場等	52,184	14,733	28.2
	ロ	航空機格納庫	705	97	13.8
（十四）		倉庫	334,154	55,082	16.5
（十五）		事務所等	485,979	109,892	22.6
（十六）	イ	特定複合用途防火対象物	373,532	140,500	37.6
	ロ	非特定複合用途防火対象物	271,916	124,598	45.8
（十六の二）		地下街	61	53	86.9
（十六の三）		準地下街	7	6	85.7
（十七）		文化財	8,926	1,518	17.0
（十八）		アーケード	1,266	472	37.3
（十九）		山林	0	0	-
合　計			4,185,804	1,188,488	28.4

（備考）１　「防火対象物実態等調査」（消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物のうち、（一）項から（十六の三）項までに掲げる防火対象物で延べ面積が 150 ㎡以上のもの及び（十七）項から（十九）項までに掲げる防火対象物が対象。以下同じ。）により作成

２　21 大都市とは、東京都 23 区及び 20 の指定都市（札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市）をいう。

３．防火管理制度

（１）防火管理者

消防法では、多数の人を収容する防火対象物の管理について権原を有する者（以下「管理権原者」という。）に対して、自主防火管理体制の中核となる防火管理者*7を選任し、消火、通報及び避難訓練の実施等を定めた防火管理に係る消防計画*8の作成等、防火管理上必要な業務を行わせることを義務付けている。

平成 31 年３月 31 日現在、法令により防火管理体制を確立し防火管理者を選任しなければならない防火対象物は、全国に 107 万 4,294 件あり、そのうち 82.0％に当たる 88 万 1,000 件について防火管理者が選任され、その旨が消防機関に届出されている。

また、防火管理者が自らの事業所等の適正な防火管理業務を遂行するために防火管理に係る消防計

＊5　消防用設備等：消火、避難、その他の消防の活動のための設備等（消火器、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、避難器具及び誘導灯等）

＊6　準地下街：建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの

＊7　防火管理者：防火対象物の防火管理に関する講習の課程を修了した者等一定の資格を有し、かつ、防火対象物において防火管理上必要な業務を適切に遂行できる管理的又は監督的な地位にある者で、管理権原者から選任された者

＊8　防火管理に係る消防計画：防火管理上必要な事項を定めた計画書であり、防火管理者は当該計画を作成するとともに、本計画に基づいて防火管理業務を遂行するもの

画を作成し、その旨を消防機関へ届け出ている防火対象物は82万5,194件で全体の76.8%となっている（**附属資料1-1-40**）。

（２）統括防火管理者

消防法では、高層建築物（高さ31mを超える建築物）、地下街、準地下街、一定規模以上の特定防火対象物*9等で、その管理権原が分かれているものについては、各々の管理権原が存する部分ごとに防火管理者を選任して防火管理を実施する一方、建築物全体の防火管理を一体的に行うため、統括防火管理者を協議して定め、防火対象物全体にわたる防火管理に係る消防計画の作成、消火、通報及び避難訓練の実施等を行わせることにより、防火対象物全体の防火安全を図ることを各管理権原者に対して義務付けている。

平成31年３月31日現在、統括防火管理者を選任しなければならない防火対象物は、全国に８万9,258件あり、そのうち61.0%に当たる５万4,423件について統括防火管理者が選任され、その旨が消防機関に届出されている。また、建物全体の防火管理を一体的に行うため、全体についての消防計画を作成し、その旨を消防機関へ届け出ている防火対象物は５万2,064件で、全体の58.3%となっている（**附属資料1-1-41**）。

（３）防火対象物定期点検報告制度

火災の発生を防止し、火災による被害を軽減するためには、消防機関のみならず防火対象物の関係者が防火対象物の火災予防上の維持管理及び消防法令への適合を図ることが重要である。

そのため、消防法では、一定の用途、構造等を有する防火対象物の管理権原者に対して、火災の予防に関して専門的知識を有する者（以下「防火対象物点検資格者」という。）による点検及び点検結果の消防機関への報告を１年に１回義務付けている。

この防火対象物点検資格者は、消防用設備等の工事等について３年以上の実務経験を有する消防設備士*10や、防火管理者として３年以上の実務経験を有する者など、火災予防に関し一定の知識を有する者であって、総務大臣の登録を受けた法人が行う講習の課程を修了し、防火対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類の交付を受けた者である。

平成31年３月31日現在、防火対象物点検資格者の数は３万1,849人となっている。

また、防火対象物定期点検報告が義務付けられた防火対象物のうち管理を開始した時から３年が経過しているものは、当該防火対象物の管理権原者の申請に基づいた消防機関が行う検査により、消防法令の基準の遵守状況が優良なものとして認定された場合には、３年間点検・報告の義務が免除される。

なお、防火対象物が、防火対象物点検資格者によって点検基準に適合していると認められた場合は「防火基準点検済証」を、消防機関から消防法令の基準の遵守状況が優良なものとして認定された場合は「防火優良認定証」をそれぞれ表示することができる。

４．防災管理制度

（１）防災管理者

消防法では、切迫する大地震等の危険に対応するため、大規模・高層建築物等の管理権原者に対して、地震災害等に対応した防災管理に係る消防計画*11の作成、地震発生時に特有な被害事象に関する応急体制や避難の訓練の実施等を担う防災管理者*12の選任及び火災その他の災害による被害を軽減するために必要な業務等を行う自衛消防組織*13の設置を義務付けている。

平成31年３月31日現在、法令により防災管理体制を確立し防災管理者を選任しなければならない防災管理対象物は、全国に１万37件あり、そのうち85.6%に当たる8,588件について防災管理者が選任され、その旨が消防機関に届出されている。

---

*9　特定防火対象物：百貨店、飲食店などの多数の者が出入りするものや病院、老人保健施設、幼稚園など要配慮者が利用するもの等の一定の防火対象物
*10　消防設備士：消防用設備等に関して専門的知識を有する者として、消防設備士免状の交付を受けている者
*11　防災管理に係る消防計画：防災管理上必要な事項を定めた計画書であり、防災管理者は当該計画を作成するとともに、本計画に基づいて防災管理業務を遂行するもの
*12　防災管理者：防災管理に関する講習の課程を修了した者等の一定の資格を有し、かつ、防災管理対象物において防災管理上必要な業務を適切に遂行できる管理的又は監督的な地位にある者で、管理権原者から選任された者
*13　自衛消防組織：防火対象物の従業員からなる人的組織であって、消防計画に定められた役割により、火災等の災害発生時における被害を軽減するための必要な業務を行うもの

また、防災管理者が自ら事業所等の適正な防災管理業務を遂行するために防災管理に係る消防計画を作成し、その旨を消防機関へ届け出ている防災管理対象物は 8,058 件で全体の 80.3%、自衛消防組織を設置している防災管理対象物は 8,870 件で全体の 88.4%となっている（**附属資料 1-1-42**）。

（２）統括防災管理者

消防法では、防災管理を要する建築物等のうち、管理権原が分かれているものについては、各々の管理権原が存する部分ごとに防災管理者を選任して防災管理を実施する一方、建築物全体の防災管理を一体的に行うため、統括防災管理者を協議して定め、防災管理対象物全体の防火・防災安全を確立することを各管理権原者に対して義務付けている。

平成 31 年３月 31 日現在、統括防災管理者を選任しなければならない防災管理対象物は、全国に 2,999 件あり、そのうち 90.0%に当たる 2,700 件について統括防災管理者が選任され、その旨が消防機関に届出されている。また、建物全体の防災管理を一体的に行うための消防計画を作成し、その旨を消防機関へ届け出ている防災管理対象物は 2,601 件で全体の 86.7%となっている（**附属資料 1-1-43**）。

５．立入検査と違反是正

（１）立入検査と違反是正の現況

消防機関は、火災予防のために必要があるときは、消防法第４条の規定により防火対象物に立ち入って検査を行っている。

平成 30 年度中に全国の消防機関が行った立入検査回数は、86 万 2,630 回となっている（**附属資料 1-1-44**）。

立入検査等により判明した防火対象物の防火管理上の不備や消防用設備等の未設置等について、消防長又は消防署長は、消防法第８条、第８条の２又は第 17 条の４の規定に基づき、防火管理者の選任、消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置等必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。また、火災予防上危険であると認める場合には、消防法第５条、第５条の２又は第５条の３の規定に基づき、当該防火対象物の改修、移転、危険排除等の必要な措置や使用禁止、制限等を命ずることができるとされており、これらの命令をした場合には、その旨を公示することとされている。

このように立入検査等を行った結果、消防法令違反を発見した場合、消防長又は消防署長は、警告等の改善指導及び命令等を行い、法令に適合したものとなるよう違反状態の是正に努めている（**附属資料 1-1-45、附属資料 1-1-46、附属資料 1-1-47、附属資料 1-1-48**）。

特に、特定違反対象物（床面積 1,500 ㎡以上の特定防火対象物及び地階を除く階数が 11 以上の非特定防火対象物のうち、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備又は自動火災報知設備がその設置義務部分の全部又は過半にわたって未設置の防火対象物をいう。）については、火災発生時における人命の危険性が大きい等、その違反の重大性を踏まえ、厳しく指導を行っている。

なお、平成 31 年３月 31 日現在、189 件の特定違反対象物が存在していることから、引き続き重点的な違反是正の徹底を図っていく必要がある（**第 1-1-17 表**）。

第 1-1-17 表　特定違反対象物の改善状況の推移

区分／年度別	年度当初の違反対象物数 (a)	年度内違反是正対象物数 (b)	是正率（%）(c=b／a×100)
平成 21 年度	301	63	20.9%
平成 22 年度	299	69	23.1%
平成 23 年度	389	37	9.5%
平成 24 年度	179	46	25.7%
平成 25 年度	230	54	23.5%
平成 26 年度	249	56	22.5%
平成 27 年度	331	100	30.2%
平成 28 年度	359	125	34.8%
平成 29 年度	392	151	38.5%
平成 30 年度	240	95	39.6%
令和元年度	189	—	—

（備考）１　「防火対象物実態等調査」により作成
２　「年度当初の違反対象物数」は、各年度とも前年度終了時（３月 31 日現在）における前々年度からの違反継続対象物数と前年度中新規に覚知された違反対象物数の和である。
３　「年度内違反是正対象物数」は、年度内に違反が是正された対象物の数である（新規に覚知されたものや廃止されたものは含まない。）。

（２）適マーク制度

平成 25 年 10 月に全国の消防本部に通知した新たな表示制度は、消防法令及び建築法令への適合性を利用者に情報提供するものであり、平成 26 年４月１日から申請・受付を開始し、同年８月１日から順次、ホテル・旅館等への表示マーク（銀）の掲出が開始されている。

また、表示マーク（銀）が３年間継続して交付されており、かつ、消防法令及び建築法令に関する基

準に適合しているホテル・旅館等においては、表示マーク（金）を掲出することができる。

なお、消防庁ホームページにおいて全国の適マーク交付施設を確認することができる（参照 URL：https://www.fdma.go.jp/relocation/kasai_yobo/hyoujiseido/）。

（3）違反対象物の公表制度の運用開始

平成 25 年 12 月の通知による「違反対象物の公表制度」は、特定防火対象物で、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備又は自動火災報知設備の設置義務があるにもかかわらず未設置であるものについて、市町村の条例に基づき、市町村等のホームページに法令違反の内容等を公表する制度であり、平成 27 年 4 月には全ての指定都市において公表制度が開始された。

また、平成 30 年 4 月から、管轄人口が 20 万人以上の全ての消防本部においても公表制度が開始されたほか、管轄人口が 20 万人未満の消防本部においても、順次開始されている。

なお、消防庁ホームページにおいて全国の市町村における公表制度の実施状況、実施予定時期などを確認することができる（参照 URL：https://www.fdma.go.jp/relocation/publication/）。

6．消防用設備等

（1）消防同意の現況

消防同意は、消防機関が防火の専門家としての立場から、建築物の火災予防について設計の段階から関与し、建築物の安全性を高めることを目的として設けられている制度である。

消防機関は、この制度の運用に当たって、建築物の防火に関する法令の規定を踏まえ、防火上の安全性及び消防活動上の観点から、よりきめ細かい審査、指導を行うとともに、この事務が迅速に処理されるよう体制の充実や連携の強化を図っている。

平成 30 年度の全国における消防同意事務に係る処理件数は、23 万 9,870 件で、そのうち不同意としたものは 19 件であった（第 1-1-18 表）。

第 1-1-18 表　消防同意処理状況

（件）

申請要旨＼内訳	同意		不同意		合計	
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
新築	219,947	213,645	15	10	219,962	213,655
増築	19,254	18,533	6	5	19,260	18,538
改築	653	665	0	0	653	665
移転	138	101	0	0	138	101
修繕	130	132	0	0	130	132
模様替	126	110	0	0	126	110
用途変更	4,094	3,975	4	3	4,098	3,978
その他	3,074	2,690	2	1	3,076	2,691
合計	247,416	239,851	27	19	247,443	239,870

（備考）「防火対象物実態等調査」により作成

（2）消防用設備等の設置の現況

消防法では、防火対象物の関係者は、当該防火対象物の用途、規模、構造及び収容人員に応じ、所要の消防用設備等を設置し、かつ、それを適正に維持しなければならないとされている。

全国における主な消防用設備等の設置状況を特定防火対象物についてみると、平成 31 年 3 月 31 日現在、スプリンクラー設備の設置率（設置数／設置必要数）は 99.7%、自動火災報知設備の設置率は 99.1%となっている（第 1-1-19 表）。

消防用設備等に係る技術上の基準については、技術の進歩や社会的要請に応じ、逐次、規定の整備を行っている。近年では、平成 25 年 10 月に発生した福岡県福岡市の有床診療所火災（死者 10 人、負傷者 5 人）を踏まえ、避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院については、原則として面積にかかわらずスプリンクラー設備の設置を義務付けることとする消防法施行令の一部を改正する政令等が平成 26 年 10 月 16 日に公布され、平成 28 年 4 月 1 日から施行された。施行に際し、既存の施設に

ついては、令和７年６月30日までに設置することとする経過措置が定められた。

また、平成28年12月に発生した新潟県糸魚川市の大規模火災（焼損床面積30,213.45㎡）を踏まえ、火を使用する設備又は器具を設けた飲食店等には、原則として面積にかかわらず消火器具の設置を義務付けることとする消防法施行令の一部を改正する政令等が平成30年３月28日に公布され、令和元年10月１日から施行された。

消防用設備等の設置義務違反等の消防法令違反対象物については、消防法に基づく措置命令等を積極的に発し、迅速かつ効果的な違反処理を更に進めることとしている。

第1-1-19表　全国における特定防火対象物のスプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置状況

（平成31年３月31日現在）

防火対象物の区分（設備の種類／設備の状況）			スプリンクラー設備 設置必要数	設置数	違反数	設置率（%）	自動火災報知設備 設置必要数	設置数	違反数	設置率（%）
（一）	イ	劇場等	786	786	0	100.0	3,747	3,736	11	99.7
（一）	ロ	公会堂等	540	537	3	99.4	31,262	31,216	46	99.9
（二）	イ	キャバレー等	4	4	0	100.0	457	447	10	97.8
（二）	ロ	遊技場等	711	705	6	99.2	9,017	8,992	25	99.7
（二）	ハ	性風俗特殊営業店舗等	0	0	0	−	165	163	2	98.8
（二）	ニ	カラオケボックス等	10	10	0	100.0	2,630	2,613	17	99.4
（三）	イ	料理店等	2	2	0	100.0	1,973	1,945	28	98.6
（三）	ロ	飲食店	121	121	0	100.0	34,976	34,630	346	99.0
（四）		百貨店等	7,572	7,542	30	99.6	86,586	86,137	449	99.5
（五）	イ	旅館等	2,244	2,234	10	99.6	67,555	66,134	1,421	97.9
（六）	イ	（1）避難のために患者の介助が必要な病院	3,766	3,749	17	99.5	6,128	6,118	10	99.8
（六）	イ	（2）避難のために患者の介助が必要な有床診療所	1,269	1,266	3	99.8	3,032	3,027	5	99.8
（六）	イ	（3）病院（（1）に掲げるものを除く）、有床診療所（（2）に掲げるものを除く）、有床助産所	3,568	3,564	4	99.9	9,229	9,224	5	99.9
（六）	イ	（4）無床診療所、無床助産所	191	191	0	100.0	20,995	20,953	42	99.8
（六）	イ	小　計	8,794	8,770	24	99.7	39,384	39,322	62	99.8
（六）	ロ	（1）老人短期入所施設等	40,398	40,329	69	99.8	42,693	42,656	37	99.9
（六）	ロ	（2）救護施設	204	203	1	99.5	231	231	0	100.0
（六）	ロ	（3）乳児院	122	119	3	97.5	150	148	2	98.7
（六）	ロ	（4）障害児入所施設	422	421	1	99.8	485	484	1	99.8
（六）	ロ	（5）障害者支援施設等	6,072	6,049	23	99.6	7,033	7,019	14	99.8
（六）	ロ	小　計	47,218	47,121	97	99.8	50,592	50,538	54	99.9
（六）	ハ	（1）老人デイサービスセンター等	1,384	1,379	5	99.6	15,201	15,154	47	99.7
（六）	ハ	（2）更生施設	52	21	31	40.4	212	212	0	100.0
（六）	ハ	（3）保育所等	115	111	4	96.5	29,721	29,710	11	100.0
（六）	ハ	（4）児童発達支援センター等	42	42	0	100.0	1,428	1,426	2	99.9
（六）	ハ	（5）身体障害者福祉センター等	612	610	2	99.7	15,966	15,884	82	99.5
（六）	ハ	小　計	2,205	2,163	42	98.1	62,528	62,386	142	99.8
（六）	ニ	幼稚園等	216	216	0	100.0	14,616	14,610	6	100.0
（九）	イ	特殊浴場	19	19	0	100.0	1,371	1,368	3	99.8
（十六）	イ	特定複合用途防火対象物	20,038	19,981	57	99.7	204,950	202,171	2,779	98.6
（十六の二）		地下街	59	59	0	100.0	61	61	0	100.0
（十六の三）		準地下街	4	4	0	100.0	7	7	0	100.0
合計			90,543	90,274	269	99.7	611,877	606,476	5,401	99.1

（備考）１　「防火対象物実態等調査」により作成
　　　　２　設置率は、小数点第２位を四捨五入している。

（３）消防設備士及び消防設備点検資格者

消防用設備等は、消防の用に供する機械器具に係る検定制度等により性能の確保が図られているが、工事又は整備の段階において不備・欠陥があると、火災が発生した際に本来の機能を発揮することができなくなる。このような事態を防止するため、一定の消防用設備等の工事又は整備は、消防設備士に限って行うことができることとされている。

また、消防用設備等は、いかなるときでも機能を発揮できるように日常の維持管理が十分になされることが必要であることから、定期的な点検の実施と点検結果の報告が義務付けられている。維持管理の前提となる点検には、消防用設備等についての知識や技術が必要であることから、一定の防火対象物

の関係者は、消防用設備等の点検を消防設備士又は消防設備点検資格者（消防庁長官の登録を受けた法人が実施する一定の講習の課程を修了し、消防設備点検資格者免状の交付を受けた者）に行わせなければならないこととされている。

消防設備士及び消防設備点検資格者には、消防用設備等に関する新しい知識や技能の習得のため、免状取得後の一定期間ごとに再講習を受けることを義務付けることにより資質の向上を図っている。また、これらの者が消防法令に違反した場合においては、免状の返納命令等を実施している。

平成31年３月31日現在、消防設備士の数は延べ120万1,667人（**附属資料1-1-49**）、消防設備点検資格者の数は特種（特殊消防用設備等）713人、第１種（機械系統）15万8,124人、第２種（電気系統）14万9,195人となっている。

なお、消防用設備等の点検を適正に行った証として点検済票を貼付する点検済表示制度が、各都道府県単位で自主的に実施されており、点検実施の責任の明確化、防火対象物の関係者の適正な点検の励行が図られている。

（４）防炎規制

ア　防炎物品の使用状況

建築物内等で着火物となりやすい各種の物品に燃えにくいものを使用することで、出火を防止すると同時に火災初期における延焼拡大を抑制することは、火災予防上非常に有効である。このため、高層建築物や地下街のような構造上、形態上特に防火に留意する必要のある防火対象物や、劇場や旅館、病院等の不特定多数の人や要配慮者が利用する防火対象物（以下「防炎防火対象物」という。）において使用するカーテン、どん帳、展示用合板、じゅうたん等の物品（以下「防炎対象物品」という。）には、消防法により、所定の防炎性能を有するもの（以下「防炎物品」という。）を使用することを義務付けている。

平成31年３月31日現在、全国の防炎防火対象物数は、97万7,729件であり、適合率（防炎防火対象物において使用される防炎対象物品が全て防炎物品である防炎防火対象物の割合）は、カーテン・どん帳等を使用する防炎防火対象物で88.1%、じゅうたんを使用する防炎防火対象物で87.7%、展示用合板を使用する防炎防火対象物で84.7%となっている（**第1-1-20表**）。

第1-1-20表　防炎防火対象物数及び防炎物品の使用状況

（平成31年３月31日現在）

防炎防火対象物の区分			防炎防火対象物数	カーテン・どん帳等を使用	左のうち防炎物品を全部使用しているもの		じゅうたんを使用	左のうち防炎物品を全部使用しているもの		展示用合板を使用	左のうち防炎物品を全部使用しているもの	
						適合率(%)			適合率(%)			適合率(%)
（一）	イ	劇場等	4,286	2,654	2,525	95.1	1,979	1,874	94.7	480	458	95.4
	ロ	公会堂等	63,092	42,494	38,783	91.3	25,295	22,618	89.4	4,445	3,907	87.9
（二）	イ	キャバレー等	843	413	321	77.7	436	362	83.0	46	43	93.5
	ロ	遊技場等	9,476	4,710	4,250	90.2	4,357	4,010	92.0	669	591	88.3
	ハ	性風俗特殊営業店舗等	192	121	104	86.0	99	85	85.9	7	4	57.1
	ニ	カラオケボックス等	2,571	1,365	1,224	89.7	1,121	1,027	91.6	185	167	90.3
（三）	イ	料理店等	2,703	1,682	1,434	85.3	1,548	1,341	86.6	173	137	79.2
	ロ	飲食店	80,588	39,924	33,150	83.0	23,815	19,984	83.9	4,268	3,663	85.8
（四）		百貨店等	152,895	64,028	58,429	91.3	33,408	29,766	89.1	8,312	7,169	86.2
（五）	イ	旅館等	57,869	46,115	42,399	91.9	37,524	34,722	92.5	2,847	2,523	88.6
（六）	イ	病院等	60,758	44,918	42,328	94.2	24,999	23,241	93.0	4,110	3,723	90.6
	ロ	特別養護老人ホーム等	47,835	39,633	37,663	95.0	22,705	21,489	94.6	3,811	3,516	92.3
	ハ	老人デイサービスセンター等	79,687	59,289	55,334	93.3	33,529	30,623	91.3	5,533	5,023	90.8
	ニ	幼稚園等	15,981	12,478	11,649	93.4	6,492	5,972	92.0	1,070	955	89.3
（九）	イ	特殊浴場	1,405	1,078	948	87.9	1,024	942	92.0	65	48	73.8
（十二）	ロ	スタジオ	428	175	155	88.6	132	120	90.9	83	67	80.7
（十六）	イ	特定複合用途防火対象物	322,706	145,464	116,427	80.0	95,149	77,093	81.0	17,788	13,687	76.9
	ロ	非特定複合用途防火対象物	20,834	3,157	2,448	77.5	2,137	1,636	76.6	915	712	77.8
（十六の二）		地下街	61	54	43	79.6	47	40	85.1	16	14	87.5
（十六の三）		準地下街	7	6	4	66.7	5	4	80.0	1	1	100.0
		高層建築物	53,512	24,079	20,489	85.1	21,306	18,600	87.3	4,172	3,548	85.0
合計			977,729	533,837	470,107	88.1	337,107	295,549	87.7	58,996	49,956	84.7

（備考）１　「防火対象物実態等調査」により作成
　　　　２　高層建築物（高さ31メートルを超える建築物）は、消防法施行令別表第一において区分されるものではない。また、高層建築物に該当する防火対象物は、「防炎防火対象物の区分」中、「高層建築物」の欄に計上。

イ　寝具類等の防炎品の普及啓発

カーテンやじゅうたん等の消防法で定められている防炎対象物品以外の布団やパジャマ、自動車やオートバイのボディカバー等についても、防炎品を使用することは火災予防上非常に有効であることから、消防庁ではホームページ（参照 URL：https://www.fdma.go.jp/relocation/html/life/yobou_contents/fire_retardant/）において、これらの防炎品の効果に係る動画を掲載するなど、その普及啓発を行っている。

（５）火を使用する設備・器具等に関する規制

火災予防の観点から、こんろ、ストーブ、給湯器、炉、厨房設備、サウナ設備などの火を使用する設備・器具等の位置、構造、管理及び取扱いについては、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令に基づき各市町村が定める火災予防条例によって規制されている。

７．消防用機械器具等の検定等

（１）検定

検定の対象となる消防用機械器具等（以下「検定対象機械器具等」という。）は、消防法第 21 条の２の規定により、検定に合格し、その旨の表示が付されているものでなければ、販売し又は販売の目的で陳列する等の行為をしてはならないこととされている。

検定対象機械器具等は、消火器、閉鎖型スプリンクラーヘッド等、消防法施行令第 37 条に定める 12 品目である。

この検定は、「型式承認」（形状等が総務省令で定める技術上の規格に適合している旨の承認）と「型式適合検定」（個々の検定対象機械器具等の形状等が、型式承認を受けた検定対象機械器具等の型式に係る形状等と同一であるかどうかについて行う検定）からなっている（**附属資料 1-1-50**）。

また、新たな技術開発等に係る検定対象機械器具等について、その形状等が総務省令で定める技術上の規格に適合するものと同等以上の性能があると認められるものについては、総務大臣が定める技術上の規格によることができることとし、これらの検定対象機械器具等の技術革新が進むよう検定制度の整備充実を図っている。

検定制度については、平成 20 年 10 月に消防用ホースの型式適合検定時に試験サンプルのすり替えなどの不正行為が、また、平成 22 年３月に消防車両の圧縮空気泡消火装置等に用いられる泡消火薬剤が検定を受けずに販売されていたことが判明した。さらに、平成 22 年５月に実施された公益法人事業仕分けにおいて、「検定」について自主検査・民間参入拡大に向けた「見直し」等の評価結果が出された。これらを踏まえ、規格不適合品や規格適合表示のない検定対象機械器具等を市場に流通させた場合の総務大臣による回収命令の創設や罰則の強化、登録検定機関の民間参入を促進するための要件緩和等を定めた消防法の一部を改正する法律が平成 25 年４月１日から施行された。

また、検定対象機械器具等のうち、主として消防機関が使用する「消防用ホース」及び「消防用結合金具」、並びに建築物の実態変化でニーズが低下した「漏電火災警報器」を自主表示の対象品目へ移行する一方で、全住宅に設置が義務付けられている「住宅用防災警報器」を新たに検定対象機械器具等に追加する消防法施行令の一部を改正する政令が平成 26 年４月１日から施行された。

（２）自主表示

自主表示の制度は、消防法第 21 条の 16 の３の規定により、製造事業者等の責任において、自ら規格適合性を確認し、あらかじめ総務大臣に届出を行った型式について表示を付すことが認められるものである。

自主表示の対象となる機械器具等（以下「自主表示対象機械器具等」という。）は、消防法第 21 条の 16 の２の規定により、表示が付されているものでなければ、販売し又は販売の目的で陳列する等の行為をしてはならないこととされている。

また、検定対象機械器具等と同様に、規格不適合品や規格適合表示のない自主表示対象機械器具等に係る総務大臣による回収命令の創設及び罰則の強化を行う消防法の一部を改正する法律が平成 25 年４月１日から施行された。

自主表示対象機械器具等の対象品目については、「動力消防ポンプ」及び「消防用吸管」のほか、従来、検定対象機械器具等であった「消防用ホース」、「消防用結合金具」及び「漏電火災警報器」並びに一般に広く流通している一方で破裂事故等が多発

している「エアゾール式簡易消火具」を新たに追加する消防法施行令の一部を改正する政令等が平成26年4月1日から施行された。

平成30年度中の製造事業者からの届出は、動力消防ポンプ23件、消防用ホース50件、消防用吸管0件、消防用結合金具4件、エアゾール式簡易消火具0件及び漏電火災警報器0件となっている。

8．消防用設備等に係る技術基準の性能規定

消防用設備等に係る技術上の基準は、材料・寸法などを仕様書的に規定しているものが多く、十分な性能を有する場合であっても、新たな技術を受け入れにくいという面があるため、消防防災分野における技術開発を促進するとともに、一層効果的な防火安全対策を構築できるよう性能規定が導入されている。

その基本的な考え方は、従来の技術基準に基づき設置されている消防用設備等と同等以上の性能を有するかどうかについて判断し、同等以上の性能を有していると確認できた設備については、従来の技術基準に基づき設置されている消防用設備等に代えて、その設置を認めるというものである。

消防用設備等に求められる性能は、火災の拡大を初期に抑制する性能である「初期拡大抑制性能」、火災時に安全に避難することを支援する性能である「避難安全支援性能」、消防隊による活動を支援する性能である「消防活動支援性能」に分けられる。これらについて、一定の知見が得られているものについては、客観的検証法（新たな技術開発や技術的工夫について客観的かつ公正に検証する方法）等により、同等性の評価が行われる。

一方、既定の客観的検証法のみでは同等性の評価ができない設備等（特殊消防用設備等）を対象として、総務大臣による認定制度が設けられている。これは、一般的な審査基準が確立されていない「特殊消防用設備等」について、防火対象物ごとに申請し、性能評価機関（日本消防検定協会又は登録検定機関）の評価結果に基づき総務大臣が審査を行い、必要な性能を有すると認められたものを設置できることとするものである。平成31年3月31日現在、特殊消防用設備等としてこれまで68件が認定を受けている（**附属資料1-1-51**）。

これらの規定を活用することにより、新技術等を用いた新たな設備等が、積極的に開発・普及されることが期待されている。

9．火災原因調査の現況

科学技術の進歩による産業の高度化及び社会情勢の変化に伴い、大規模又は複雑な様相を呈する火災が頻発する傾向にあり、その原因の究明には高度な専門的知識が必要となる。

また、火災の原因を究明し、火災及び消火によって生じた損害の程度を明らかにすることは、その後の火災予防行政のあり方を検討する上で必要不可欠である。

火災の原因究明は一義的には地方公共団体の役割であるが、それを補完することは国の責務であり、消防機関から要請があった場合及び消防庁長官が特に必要があると認めた場合は、消防庁長官による火災原因調査を行うことができることとされている（第6章2．火災原因調査等及び災害・事故への対応を参照）。

本制度による火災原因調査は、火災種別に応じて消防庁の職員により編成される調査チームが、消防機関と連携して実施するものであり、調査から得られた知見、資料を基に検討が行われ、消防行政の施策に反映されている。最近行われた消防庁長官による火災原因調査のうち、その結果を踏まえて消防法令の改正等の対応を行ったものは、**第1-1-21表**のとおりである。

また、製品火災に係る火災原因調査の実効性の向上を図るため、消防機関に対し、製造・輸入業者への資料提出命令権及び報告徴収権を付与することとする消防法の一部を改正する法律が平成25年4月1日から施行された。

第 1-1-21 表　最近行われた消防庁長官による火災原因調査のうち消防法令の改正を行ったもの

No.	出火日	場所	用途等	消防庁の対応
1	平成 24 年５月 13 日	広島県福山市	ホテル（死傷者 10 人）	消防法施行令等を改正し、自動火災報知設備の設置基準を強化するとともに消防法令等の防火基準に適合している建物の情報を利用者に提供する「表示制度」を再構築し、運用を開始した。
2	平成 25 年２月８日	長崎県長崎市	グループホーム（死傷者 12 人）	消防法施行令等を改正し、スプリンクラー設備の設置基準の強化や自動火災報知設備と火災通報装置の連動を義務化した。
3	平成 25 年８月 15 日	京都府福知山市	花火大会（死傷者 59 人）	消防法施行令及び火災予防条例（例）を改正し、一定規模以上の屋外イベント会場の火災予防上必要な業務に関する計画の提出義務化や消火器の準備を義務化した。
4	平成 25 年 10 月 11 日	福岡県福岡市	診療所（死傷者 15 人）	消防法施行令等を改正し、消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、動力消防ポンプ設備及び消防機関へ通報する火災報知設備の設置基準等の見直しを行った。

10. 製品火災対策の推進

近年、火災の出火原因が極めて多様化する中、自動車等、電気用品及び燃焼機器など、国民の日常生活において身近な製品からも火災が発生しており、消費者の安心・安全の確保が強く求められていることから、消防庁では製品火災対策の取組を強化している。

これらの火災について、消防庁では、各消防機関から火災情報を網羅的に収集する体制を確立し、発火源となった製品の種類ごとに火災件数を集計して、製造事業者名や製品名などを四半期ごとに公表することにより、国民への注意喚起を迅速かつ効率的に行っている。

平成 30 年中に自動車等、電気用品及び燃焼機器の不具合により発生したと消防機関により判断された火災について集計したところ、製品火災全体では 735 件、うち「製品の不具合により発生したと判断された火災」が 186 件、「原因は特定されたものの製品の不具合が直接的な要因となって発生したか判断できなかった火災及び原因の特定に至らなかった火災」が 454 件、「現在調査中の火災」が 95 件であった（**第 1-1-19 図**）。

第 1-1-19 図　最近５年間の製品火災の調査結果の推移

令和元年５月 31 日現在

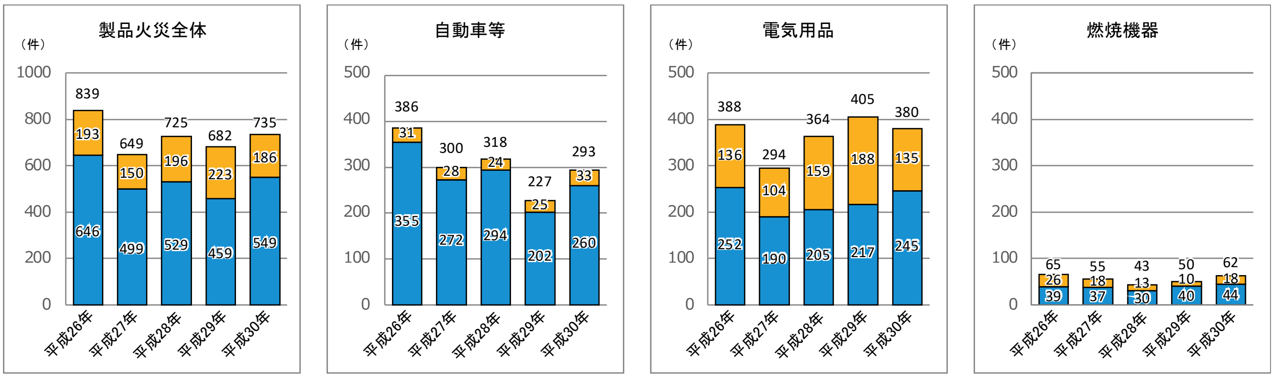

（グラフ凡例）■ 製品の不具合により発生したと判断された火災
■ 原因の特定に至らなかった火災【平成30年の件数には調査中含む】
（備考）詳細については、消防庁ホームページ参照（URL：https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/cause/34530.html）

この調査結果については、全国の消防機関に通知するとともに、収集した火災情報を消費者庁、経済産業省、国土交通省、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）と共有し、連携して製品火災対策を推進することとしている。

また、全国の消防機関が行う火災原因調査に対し、消防研究センターにおける専門的な知見や資機材による鑑識等の技術的支援を行うなど、消防機関の調査技術の向上を図り、火災原因調査・原因究明体制の充実に努めていくほか、製品火災に係る積極的な情報収集や、関係機関との連携強化を図ることにより、消費者の安心・安全を確保し、製品に起因する火災事故の防止を促進することとしている。

火災予防行政の課題

１．住宅防火対策の推進

住宅用火災警報器の未設置世帯に対して早期に設置することを一層促進するとともに、平成28年６月に設置義務化から10年を迎え、既設住宅用火災警報器の機能劣化が懸念されることから、老朽化した住宅用火災警報器の交換などの適切な維持管理を促進することが重要であり、交換の際には、連動型住宅用火災警報器、火災以外の異常を感知して警報する機能を併せもつ住宅用火災警報器、音や光を発する補助警報装置を併設した住宅用火災警報器など付加的な機能も併せ持つ機器などへの交換を促す必要がある。

また、住宅火災において、寝具類や衣類が着火物となって多くの死者が発生していることから、防炎品の普及を推進することが重要である。

このため、消防本部、消防団、女性（婦人）防火クラブ、自主防災組織等と協力して、火災予防運動、住宅防火防災推進シンポジウム、住宅防火・防災キャンペーン等を通じた住宅防火対策の普及啓発等を更に推進していく必要がある。

２．違反是正に係る関係部局間の連携の推進

大きな被害を伴う近年の火災のうち、平成24年５月広島県福山市ホテル火災、平成25年２月長崎県長崎市認知症高齢者グループホーム火災、平成25年10月福岡県福岡市診療所火災、平成27年５月神奈川県川崎市宿泊所火災、平成27年10月広島県広島市飲食店火災については、関係部局間の情報共有・連携体制の構築が重要との指摘がなされている。

認知症高齢者グループホーム等の防火安全対策の更なる充実を図るため、関係部局間の情報共有・連携体制の構築について、関係省庁で検討を行い、「認知症高齢者グループホーム等の火災対策の充実のための介護保険部局、消防部局及び建築部局による情報共有・連携体制の構築に関するガイドライン」を平成27年３月に策定した。

また、立入検査時に把握した違反建築物等の情報について、消防部局及び建築部局等で適切に共有し、連携した違反是正指導を行っていくため、「建築物への立入検査等に係る関係行政機関による情報共有・連携体制の構築に関するガイドライン」を平成27年12月に策定した。

これらのガイドラインを踏まえた各地域における関係部局間の情報共有・連携体制の構築を推進していく必要がある。

３．小規模施設における防火対策の推進

（１）自動消火設備の設置の促進

近年、比較的小規模な高齢者施設や有床診療所において多数の人的被害を伴う火災が相次いだことを受け、自力で避難することが困難な方が入所する高齢者・障害者施設や避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院については、原則として面積にかかわらずスプリンクラー設備の設置が義務付けられたところである。

一方、消防法においては、これらの建築物の構造特性等に鑑み、スプリンクラー設備に代えて、同様の機能を有し設置工事が行いやすいパッケージ型自動消火設備を設置することができることとされている。比較的小規模な施設の建物特性に対応した消火性能を有するパッケージ型自動消火設備に係る技術開発の動向を踏まえ、小規模な施設の実態に応じて設置を可能とする技術上の基準を平成28年１月に策定した。既存の有床診療所・病院についてはスプリンクラー設備の設置義務に係る経過措置が令和７年６月までとされていることから、このような動向を踏まえて、消防機関においてはスプリンクラー設備等の設置に関する適切な指導を進めていく必要がある。

（２）小規模施設における消防訓練の実効性向上

多数の自力避難困難者が利用する小規模施設では、夜間は昼間に比べて職員数が少なく、火災が発生した場合には、限られた職員等により初期消火や消防機関への通報、自力避難困難者を介助しながらの避難誘導などを行う必要があり、夜間の火災時に適切に対応するための消防訓練を定期的に実施することが特に重要である。

このため、自力避難困難者が利用する施設の関係者が、火災時に一時的に待避することが可能な屋内の場所を活用した水平避難による訓練を行う際の方法等について「自力避難困難な者が利用する施設における一時待避場所への水平避難訓練マニュア

ル」を平成30年３月に作成し、同年11月には、施設関係者が、本マニュアルを活用した効果的な訓練を計画して実施するためのポイントを整理したリーフレットを作成したところである。本マニュアル及びリーフレットを参考とし、個々の施設の状況等に応じた具体的な訓練方法等を整備し、訓練の実効性向上を図っていく必要がある。

４．消防用設備等の点検報告の推進

防火対象物に設置された消防用設備等や特殊消防用設備等については、定期的な点検の実施とその結果の消防署長等への報告が義務付けられているが、点検、報告の実施状況が十分でない等の課題も散見されている。これらの消防用設備等の点検報告制度における課題を整理し、課題の解決策を議論するため、平成27年度から「消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会」を開催し、検討を進めている。

検討部会等において検討した結果を踏まえて、平成28年12月には、消防本部における点検報告率向上のための優良な取組を全国の消防本部へ展開し、消防本部による防火対象物の関係者への指導等の強化を図っている。

また、平成31年４月には、点検報告に係る関係者や事業者等の負担軽減の観点から、点検報告の様式において、報告義務者である防火対象物の関係者以外の者（点検者、立会者及び防火管理者）の押印を不要とする等の簡素・合理化を図るとともに、全国の消防本部に対して郵送による点検報告の受付を積極的に推進するよう通知を発出した。

さらに、令和元年10月１日から延べ面積150㎡未満の小規模な飲食店等において新たに消火器具の設置が義務付けられること等を踏まえ、小規模な飲食店等の関係者が、自ら消火器の点検及び報告書の作成を行うことを支援するために「消火器点検支援パンフレット」を配布するとともに「消火器点検アプリ」等のツールを提供した。

今後も引き続き、点検報告率向上のための取組を進めて、点検報告制度の適正な運用の推進を図っていく必要がある。

沖縄県那覇市で発生した首里城火災への対応

■火災の概要

令和元年10月31日未明に沖縄県那覇市の首里城正殿において出火した火災は、同日２時41分に消防が覚知、消防車両59台を出動させ消火活動にあたり、11時00分に鎮圧、その後13時30分に鎮火した。正殿を含む６棟（北殿、南殿・番所、書院・鎖之間、黄金御殿他及び二階御殿）が全焼、このほか２棟（奉神門、女官居室）が焼損（焼損程度にあっては調査中）するという、極めて社会的影響の大きい火災であった。なお、本火災による死者は発生していないが、消防職員１名が消火活動中に軽症を負った。

出火箇所は正殿１階北東側と推定され、出火原因については、令和元年11月現在、電気系統によるものが有力と考えられるが特定には至っていない。

建物焼損状況（那覇市消防局提供）

■出火建物の概要

出火建物は、木造、地上３階建て、延べ面積1,199.24㎡の正殿（消防法施行令別表第１（15）項）である。出火建物には、消防法令に基づく消防用設備に加え、放水銃及びドレンチャー設備が任意に設置されていたほか、防火管理者の選任や消防計画に基づく消防訓練が行われていた。

焼失前の正殿
（（一財）沖縄美ら島財団提供）

炎上中の正殿（那覇市消防局提供）

■消防庁の対応

消防庁では、本火災を受け、消防庁職員計11人（消防研究センター職員９人を含む。）を現地に派遣するなど、那覇市消防局が行う火災の調査を支援した。

また、文化財等の防火対策については、平成31年4月のフランスのノートルダム大聖堂における火災を受け、文化庁の示す防火対策ガイドラインの作成に協力するなど、文化財建造物に対する防火対策を推進していたが、本火災を踏まえ、各消防本部に対して、文化財建造物に加え史跡等に設置されている復元施設等についても防火対策を徹底するよう注意喚起（「文化財建造物等の防火対策に係る注意喚起等について」（令和元年10月31日付け消防庁予防課事務連絡））を行った。

今後は、文化庁と連携して、防火対策ガイドラインの改訂や防火訓練マニュアルの作成等を行うこととしている。

火災原因調査の状況